

女川原子力発電所2号炉審査資料	
資料番号	02-G-006 (改3)
提出年月日	2022年4月8日

女川原子力発電所2号炉

原子力事業者の技術的能力に関する 審査指針への適合性について 比較表

2022年4月

東北電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

他社資料のうち、枠囲みの内容は防護上の観点又は機密に係る事項を含むため公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p style="text-align: center;">島根原子力発電所2号炉 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について</p>	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について (有毒ガス防護)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所名の相違 ・申請案件の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p>1. はじめに</p> <p>本申請にあたり、新たに制定された「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（平成 25 年 6 月 19 日制定）により、自然災害や重大事故等への対応について、設備及び運用を新たに整備した。</p> <p>これらの島根原子力発電所に関する当社の技術的能力について、「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針（平成 16 年 5 月 27 日、原子力安全委員会決定）」（以下「技術的能力指針」という。）への適合性を示す。</p> <p>2. 「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」との対応について</p> <p>島根原子力発電所に関する技術的能力については、次の6項目に分けて説明する。また、技術的能力指針との対応を併せて示す。</p> <p>(1) 組織 ⇨ 指針1 設計及び工事のための組織 指針5 運転及び保守のための組織</p> <p>(2) 技術者の確保 ⇨ 指針2 設計及び工事に係る技術者の確保 指針6 運転及び保守に係る技術者の確保</p> <p>(3) 経験 ⇨ 指針3 設計及び工事の経験 指針7 運転及び保守の経験</p> <p>(4) 品質保証活動 ⇨ 指針4 設計及び工事に係る品質保証活動 指針8 運転及び保守に係る品質保証活動</p> <p>(5) 教育・訓練 ⇨ 指針9 技術者に対する教育・訓練</p> <p>(6) 有資格者等の選任・配置 ⇨ 指針10 有資格者等の選任・配置</p> <p>3. 技術的能力指針に対する適合性</p> <div data-bbox="120 1206 266 1254" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">申請書の記載</div> <p style="text-align: center;">添付資料</p> <div data-bbox="188 1326 831 1401" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〔本添付資料は、島根原子力発電所に関する技術的能力について、技術的能力指針への適合性に係る詳細事項を示す。〕</p> </div>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>1. はじめに</p> <p>2. 「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」との対応について</p> <p>3. 技術的能力指針に対する適合性</p> <p>添付資料</p> <p>1. はじめに</p> <p>本申請にあたり、新たに制定された「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（平成 25 年 6 月 19 日制定）により、自然災害や重大事故等の対応について、設備及び運用を新たに整備した。</p> <p>本資料において、女川原子力発電所2号炉の有毒ガス防護の設計方針の追加に関する当社の技術的能力について、「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針（平成 16 年 5 月 27 日、原子力安全委員会決定）」（以下「技術的能力指針」という。）への適合性を示す。</p> <p>2. 「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」との対応について</p> <p>女川原子力発電所2号炉に関する技術的能力については、次の6項目に分けて説明する。また、技術的能力指針との対応を併せて示す。</p> <p>(1) 組織 ⇨ 指針1 設計及び工事のための組織 指針5 運転及び保守のための組織</p> <p>(2) 技術者の確保 ⇨ 指針2 設計及び工事に係る技術者の確保 指針6 運転及び保守に係る技術者の確保</p> <p>(3) 経験 ⇨ 指針3 設計及び工事の経験 指針7 運転及び保守の経験</p> <p>(4) 品質保証活動 ⇨ 指針4 設計及び工事に係る品質保証活動 指針8 運転及び保守に係る品質保証活動</p> <p>(5) 教育・訓練 ⇨ 指針9 技術者に対する教育・訓練</p> <p>(6) 有資格者等の選任・配置 ⇨ 指針10 有資格者等の選任・配置</p> <p>3. 技術的能力指針に対する適合性</p> <div data-bbox="1025 1206 1171 1254" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">申請書の記載</div> <p style="text-align: center;">添付資料</p> <div data-bbox="1093 1326 1736 1401" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〔本添付資料は、女川原子力発電所に関する技術的能力について、技術的能力指針への適合性に係る詳細事項を示す。〕</p> </div>	<p>・記載方針の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・申請案件の相違</p> <p>・発電所名の相違</p> <p>・発電所名の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p>(1) 組織</p> <p>指針1 設計及び工事のための組織</p> <p>事業者において、設計及び工事を適確に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織が適切に構築されていること。①</p> <p>【解説】</p> <p>1) 「設計及び工事」の範囲は、当該事業の許可等に係る使用前検査に合格するまでをいう。但し、廃棄の事業のうち廃棄物埋設の事業については使用前検査の制度がないことから、当該許可等に係る最初の廃棄体を受け入れ施設に受け入れる時点より前をいう。</p> <p>2) 「構築されている」には、設計及び工事の進捗に合わせて構築する方針が適切に示されている場合を含む。</p> <p>指針5 運転及び保守のための組織</p> <p>事業者において、運転及び保守を適確に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織が適切に構築されているか、又は構築される方針が適切に示されていること。②</p> <p>【解説】</p> <p>1) 「運転及び保守」の範囲は、当該事業の許可等に係る使用前検査に合格し、施設の使用を開始した後をいう。但し、廃棄の事業のうち廃棄物埋設の事業については使用前検査の制度がないことから、当該許可等に係る最初の廃棄体を受け入れ施設に受け入れた時点以降をいう。</p> <p>2) 「組織」には、施設の保安に関する事項を審議する委員会等を必要に応じて含むこと。</p> <p>本変更に係る設計及び工事、並びに運転及び保守（以下「設計及び運転等」という。）を適切に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織が適切に構築されていることを以下に示す。</p> <p>a. 本変更に係る設計及び運転等は別紙1-1に示す既存の原子力関係組織にて実施する。</p> <p>これらの組織は、別紙1-2に示す組織規程、別紙1-3に示す「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の24第1項の規定に基づく島根原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担のもとで島根原子力発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に実施する（①-1、①-2、②-1、②-2）。</p> <p>b. 本変更に係る設計及び工事の業務における役割分担については、組織規程及び保安規定に定められた業務所掌に基づく考え方^{※1}により、設計方針を電源事業本部（原子力管理・原子力安全技術・電源土木・電源建築）にて定め、本設計方針に基づく、現地における具体的な設計及び工事の業務は島根原子力発電所において実施することとし、工事毎に担当する組織を決定している。</p> <p>※1 業務所掌の考え方：大規模な原子力設備工事（発電用原子炉設置変更許可申請を伴う工事、原子力発電設備の増設工事等）に関する実施計画、設計及び仕様の策定等に関する業務については、</p>	<p>(1) 組織</p> <p>指針1 設計及び工事のための組織</p> <p>事業者において、設計及び工事を適確に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織が適切に構築されていること。①</p> <p>【解説】</p> <p>1) 「設計及び工事」の範囲は、当該事業の許可等に係る使用前検査に合格するまでをいう。但し、廃棄の事業のうち廃棄物埋設の事業については使用前検査の制度がないことから、当該許可等に係る最初の廃棄体を受け入れ施設に受け入れる時点より前をいう。</p> <p>2) 「構築されている」には、設計及び工事の進捗に合わせて構築する方針が適切に示されている場合を含む。</p> <p>指針5 運転及び保守のための組織</p> <p>事業者において、運転及び保守を適確に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織が適切に構築されているか、又は構築される方針が適切に示されていること。②</p> <p>【解説】</p> <p>1) 「運転及び保守」の範囲は、当該事業の許可等に係る使用前検査に合格し、施設の使用を開始した後をいう。但し、廃棄の事業のうち廃棄物埋設の事業については使用前検査の制度がないことから、当該許可等に係る最初の廃棄体を受け入れ施設に受け入れた時点以降をいう。</p> <p>2) 「組織」には、施設の保安に関する事項を審議する委員会等を必要に応じて含むこと。</p> <p>本変更に係る設計及び工事、並びに運転及び保守（以下「設計及び運転等」という。）を適切に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織が適切に構築されていることを以下に示す。</p> <p>(設計及び運転等を行う組織)</p> <p>a. 本変更に係る設計及び運転等は別紙1-1に示す既存の原子力関係組織にて実施する。</p> <p>これらの組織は、別紙1-2に示す当社「組織規程」、別紙1-3に示す「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の24第1項の規定に基づく女川原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担のもとで女川原子力発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に実施する（①-1、①-2、②-1、②-2）。</p> <p>b. 本変更に係る設計及び工事の業務における役割分担については、組織規程及び保安規定に定められた業務所掌に基づく考え方^{※1}により、設計方針を本店の原子力部にて定め、本設計方針に基づく、現地における具体的な設計及び工事の業務は女川原子力発電所において実施することとし、工事ごとに担当する組織を決定している。</p> <p>※1 業務所掌の考え方：大規模な原子力設備工事（発電用原子炉設置変更許可申請を伴う工事、工事費用が高額で会社財務に与える影響が大きい工事、その他新設計の導入に伴う工事等）に関する</p>	<p>・記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・発電所名の相違</p> <p>・組織体制の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p>電源事業本部（原子力管理・原子力安全技術・電源土木・電源建築）にて設計方針として定め、本設計方針に基づく、現地における具体的な設計及び仕様の策定に関する業務については島根原子力発電所にて実施する。その他の工事における実施計画、設計及び仕様の策定等に関する業務については、島根原子力発電所の各課にて実施する。</p> <p>現地における工事に関する業務は、電源事業本部（原子力管理・原子力安全技術・電源土木・電源建築）、又は島根原子力発電所で策定した実施計画、設計及び仕様にに基づき、島根原子力発電所の各課にて実施する（①-1、①-2）。</p> <p>c. 本変更に係る運転及び保守の業務については、運転管理及び施設管理に関する基本的な方針を電源事業本部（原子力管理）にて策定し、現地における具体的な運転及び保守の業務は、別紙1-3に示す保安規定に定められた業務所掌に基づき実施する。島根原子力発電所における発電用原子炉施設に係る業務所掌は下記のとおり（②-1、②-2）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転管理に関する業務 燃料技術、放射線管理、第一発電、保修管理、電気、計装、原子炉、タービン ・施設管理に関する業務 技術、燃料技術、放射線管理、保修管理、保修技術、電気、計装、原子炉、タービン、土木、建築、SA工事プロジェクト ・燃料管理に関する業務 燃料技術、放射線管理、第一発電 ・放射線管理に関する業務 放射線管理、計装 ・放射性廃棄物管理に関する業務 燃料技術、放射線管理、第一発電 ・緊急時の措置に関する業務 技術、燃料技術、第一発電 <p>各課は、課長が業務の遂行管理及び品質マネジメントシステムの実施を適正に行うことができる管理単位として定めている。</p> <p>d. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力安全関連業務の一元化による安全重視の体制を確立するため、本社組織を再編し、原子力安全維持・向上活動を行う電源事業本部（原子力安全技術）を平成24年6月27日に設置し、原子力安全に関わる活動の強化を図っている。</p>	<p>実施計画、設計及び仕様の策定等に関する業務については、本店の原子力部及び土木建築部にて設計方針として定め、本設計方針に基づく、現地における具体的な設計及び仕様の策定に関する業務については、女川原子力発電所にて実施する。その他の工事における実施計画、設計及び仕様の策定等に関する業務については、女川原子力発電所の各グループにて実施する。</p> <p>現地における工事に関する業務は、本店の原子力部、土木建築部又は女川原子力発電所で策定した実施計画、設計及び仕様にに基づき女川原子力発電所の各グループにて実施する（①-1、①-2）。</p> <p>なお、別紙1-1は各組織の長を記載している。</p> <p>c. 本変更に係る運転及び保守の業務については、運転管理及び施設管理に関する基本的な方針を本店の原子力部にて策定し、現地における具体的な運転及び保守の業務は、別紙1-3に示す保安規定に定められた業務所掌に基づき実施する。女川原子力発電所における発電用原子炉施設に係る業務所掌は以下のとおり（②-1、②-2）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電用原子炉施設の運転管理に関する業務 発電管理グループ、防災グループ、放射線管理グループ、原子燃料グループ、電気グループ、計測制御グループ、原子炉グループ ・発電用原子炉施設の施設管理に関する業務 検査グループ、保全計画グループ、工程管理グループ、電気グループ、計測制御グループ、原子炉グループ、タービングループ、土木グループ、建築グループ ・発電用原子炉施設の燃料管理に関する業務 原子燃料グループ、放射線管理グループ、発電管理グループ ・発電用原子炉施設の放射線管理に関する業務 放射線管理グループ、核物質防護グループ、計測制御グループ ・発電用原子炉施設の放射性廃棄物管理に関する業務 輸送・固体廃棄物管理グループ、放射線管理グループ、原子燃料グループ、計測制御グループ、発電管理グループ ・緊急時の措置、初期消火活動のための体制の整備に関する業務 防災グループ、発電管理グループ ・保安管理の総括に関する業務 技術グループ <p>各グループの長の職位は「課長」とし、各課長が業務の遂行管理及び品質マネジメントシステムの実施を適正に行うことができる管理単位としている。</p> <p>d. 女川原子力発電所では、令和2年5月に女川原子力発電所1号炉の廃止措置管理の総括や廃止措置工事に関する業務を行う「廃止措置管理グループ」を設置した。（①-2、②-2） また、令和3年7月に総務部に設置していた警備グループを、核物質防護に係る技術の専門性及</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織体制の相違 ・記載方針の相違 ・業務分掌の考え方及び組織名の相違 ・発電所名の相違 ・業務名の相違（女川は保安規定に合わせた記載とした。） ・業務分掌の考え方及び組織名の相違 ・役職名の相違 ・記載表現の相違 ・組織体制の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p>原子力部門における人材育成に関する取組みを強化することを目的に、「電源事業本部 原子力人材育成センター」を本社組織として平成29年10月1日に設置した。</p> <p>原子力人材育成センターでは、原子力部門全体（島根原子力発電所、本社）の教育訓練業務及び原子力部門の要員養成計画の総括業務を行い、社員の計画的な育成に取り組んでいる。</p> <p>e. 運転及び保守の業務のうち原子力防災業務について、自然災害や重大事故等にも適確に対処するため、発電所長（原子力防災管理者）を本部長とした原子力防災組織を構築し対応する。本部長が緊急時体制を発令した場合は緊急時対策本部を設置し、平時の業務体制から速やかに移行する。</p> <p>原子力防災組織の全体像を別紙1-4に示す（②-3）。また、本社及び島根原子力発電所における原子力防災組織及び具体的な業務内容は、別紙1-5に示す「島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画」のとおりである（②-4、②-5）。</p> <p>(a) 島根原子力発電所における原子力防災組織</p> <p>発電所における原子力防災組織は、その基本的な機能として、①意思決定・指揮、②情報収集・計画立案、③復旧対応、④プラント監視対応、⑤対外対応、⑥情報管理、⑦ロジスティック・リソース管理を有しており、①の責任者として本部長が当たり、②～⑦の機能ごとに責任者として「統括」を置いている。さらに、「統括」の下に機能班を配置し、それぞれの機能班に「班長」を置いている。</p> <p>原子力防災組織の活動にあたり、各機能の責任者は情報収集を進め、それらの結果を踏まえ当面の活動目標を設定する（戦略会議の開催）。あらかじめ定める要領等に記載された手順の範囲内において、本部長の権限は各統括又は各班長に委譲されており、各統括及び各班長は上位職の指示を待つことなく、自律的に活動する。</p> <p>島根原子力発電所の原子力防災組織は、島根原子力発電所及び島根原子力発電所に勤務する本社組織所属の技術系社員（以下「技術者」という。）、事務系社員及び協力会社社員により構成され、発電所長（原子力防災管理者）を本部長とし、発電用原子炉主任技術者、統括の他、10種類の機能班で構成される（②-3）。各班は、業務所掌に基づき原子力災害の発生又は拡大の防止に加え、緩和するために必要な活動を行う（②-6）。原子力災害への移行時には、本社原子力防災組織と連携するとともに、外部からの支援を受ける。各機能班の業務内容は、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を整理し、原子力防災訓練の実績等を踏まえ、各統括の指揮</p>	<p>び技術的知見へのより適切な対応の観点から、原子炉施設の保安管理及び緊急時の措置の統括に関する業務を行っている技術統括部へ移管し、「核物質防護グループ」に組織名称を変更した。あわせて、輸送・固体廃棄物管理グループが行っていた燃料の運搬に関する業務を、燃料の管理に関する業務を行っている原子燃料グループへ業務移管を行っている。（①-2、②-2）</p> <p>さらに、本店原子力部に設置していた原子力技術訓練センターを、新規基準により導入する設備等の運用及び今後の発電所運用を担う人材を育成する観点から、「原子力人材育成グループ」へ組織名称を変更するとともに、一部組織を統廃合する組織整備を行った。（①-1、②-1）</p> <p>原子力部門の社員に対し、原子力安全に関する知識・スキルを継続的に学ぶ機会を提供するため、原子力部に設置した原子力人材育成グループでは、運転、保全等各部門、各階層に応じ、効果的な実施形態を選択することにより、原子力部門全体の人材育成に必要な教育訓練プログラムを構築・提供している。さらに、原子力部門の各職位・役割に必要な力量要件を明確化し、要件に応じた人材育成を実施していくことで、原子力部門としての技術力の維持・向上を実現する。</p> <p>e. 運転及び保守の業務のうち、自然災害や重大事故等にも適確に対処するため、発電所長（原子力防災管理者）を本部長とした原子力防災組織を構築し対応する。本部長が緊急時体制を発令した場合は発電所対策本部を設置し、平時の業務体制から速やかに移行する。</p> <p>女川原子力発電所、本店における原子力防災組織の全体像は別紙1-4に示すとおりであり（②-3）、具体的な業務内容は別紙1-5に示す原子力災害対策特別措置法第7条に基づき作成している「女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画」で定めている（②-4）。</p> <p>(a) 女川原子力発電所における原子力防災組織</p> <p>発電所における原子力防災組織は、その基本的な機能として、①意思決定・指揮、②情報収集・計画立案、③現場対応、④対外対応、⑤情報管理、⑥資機材等リソース管理を有しており、①の責任者として本部長があたり、②～⑥の機能ごとに班を設置し、それぞれの責任者として「班長」を配置している。</p> <p>原子力防災組織の活動にあたり、各機能の責任者は情報収集を進め、あらかじめ社内規定類に定められた範囲内にて、自律的に活動可能な体制を整備している。</p> <p>女川原子力発電所の原子力防災組織は、女川原子力発電所の技術者、事務系社員及び協力会社社員により構成され、発電所長（原子力防災管理者）を本部長とし、副本部長、発電用原子炉主任技術者の他、7種類の機能班で構成される（②-3）。各班は、業務所掌に基づき原子力災害の発生又は拡大の防止に加え、緩和するために必要な活動を行う（②-5）。原子力災害への移行時には、本店の原子力防災組織と連携するとともに、外部からの支援を受ける。各班の業務内容は、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を整理し、原子力防災訓練の実績等を踏まえ、各班の班長の指揮の下、適正に活動を行うことができる管理単位としている。</p>	<p>・記載表現の相違</p> <p>・本部設置に係る体制の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・発電所名の相違</p> <p>・組織体制の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・運用の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・発電所名の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・組織体制の相違</p> <p>・組織名の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・組織体制の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p>の下、適正に活動を行うことができる管理単位としている。</p> <p>自然災害又は重大事故等が発生した場合は、重大事故等に対処する要員にて初期活動を行い、発電所外から参集した緊急時対策要員を加えて島根原子力発電所の原子力防災組織が構成され、役割分担に応じて対応する。また、自然災害と重大事故等の発生が重畳した場合においても、原子力防災組織にて適確に対応する。</p> <p>(b) 本社における原子力防災組織</p> <p>本社における原子力防災組織の体制は、各班の職務をあらかじめ定め、役割分担を明確にしている（②-5）。</p> <p>本社における原子力防災組織は、業務所掌に基づき、島根原子力発電所で原子力災害が発生した場合において島根原子力発電所が実施する事故対応の支援、復旧資機材の確保、要員の派遣及び社外への支援要請等を行う（②-7）。</p> <p>島根原子力発電所及び本社における原子力防災組織は情報共有を行い、支援、報告が必要な場合には、別紙1-5に示すとおり情報管理班及び統括班を経由して実施する（②-5）。</p> <p>f. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故時において実施された原子力災害対策活動の実績を踏まえ、原子力防災組織は、島根原子力発電所の原子力防災組織及び原子力災害対策活動を支援する組織の機能充実を図るため、別紙1-6に示す考え方を踏まえ以下のような改善を行う。</p> <p>(a) 重大事故等の収束に向けた原子力防災管理者等の役割の明確化、原子力防災組織の増員及び発電用原子炉主任技術者の原子力防災組織内における位置付けの明確化</p> <p>(b) 原子力事業所災害対策支援拠点に関する事項（候補地の選定、必要な要員及び資機材の確保）</p> <p>(c) 原子力緊急事態支援組織に関する事項（他の原子力事業者と共同で組織を設置、定期的な訓練の実施、組織のさらなる拡充に向けての検討）</p> <p>(d) シナリオ非提示型の原子力防災訓練の実施</p> <p>今後も原子力防災訓練の評価結果等を踏まえ、さらなる検討、改善を行っていく。</p> <p>g. 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項を審議する委員会として、原子力発電保安委員会を本社に設置している。また、発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会として、原子力発電保安運営委員会を発電所に設置している。</p> <p>原子力発電保安委員会及び原子力発電保安運営委員会が審議する事項は、別紙1-3に示す保安規定第6条（原子力発電保安委員会）（②-8）、保安規定第7条（原子力発電保安運営委員会）（②-9）及び別紙1-7に示す社内規定「内部コミュニケーション基本要領」（②-10）のとおりである。また、令和元年度の原子力発電保安委員会、原子力発電保安運営委員会の開催実績を、別紙1-8及び別紙1-9に示す（②-11、②-12）。</p> <p>(a) 原子力発電保安委員会</p> <p>島根原子力発電所にて社内規程の制定、改正、設計及び工事計画の認可申請等を行うにあつ</p>	<p>自然災害又は重大事故等が発生した場合は、重大事故等に対処する要員にて初期活動を行い、発電所外から参集した参集要員を加えて女川原子力発電所の原子力防災組織が構成され、役割分担に応じて対応する。また、自然災害と重大事故等の発生が重畳した場合も、原子力防災組織にて適確に対応する。</p> <p>(b) 本店における原子力防災組織</p> <p>本店の原子力防災組織は、原子力部門のみでなく他部門も含めた全社大での体制となっており、重大事故等の拡大防止を図り、事故により放射性物質を環境に放出することを防止するために、特に中長期の対応について発電所対策本部の活動を支援する。具体的には、運転及び放射線管理に関する支援事項のほか、発電所対策本部が事故対応に専念できるよう社内外の情報収集及び災害状況の把握、報道機関への情報発信、原子力緊急事態支援組織等関係機関への連絡、原子力事業所災害対策支援拠点の選定・運営、他の原子力事業者等への応援要請やプラントメーカー等からの対策支援対応等、技術面・運用面で支援を行う（②-6）。</p> <p>f. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において実施された原子力災害対策活動の実績を踏まえ、原子力防災組織は、女川原子力発電所の原子力防災組織の機能充実及び原子力災害対策活動を支援する組織の機能充実を図るため、別紙1-6に示す考え方を踏まえ以下のような改善を行う。</p> <p>(a) 重大事故等の収束に向けた原子力防災管理者等の役割の明確化</p> <p>(b) 原子力事業所災害対策支援拠点に関する事項（候補地の選定、必要な要員及び資機材の確保）</p> <p>(c) 原子力緊急事態支援組織に関する事項（他の原子力事業者と共同で組織を設置、定期的な訓練の実施、組織のさらなる拡充に向けての検討）</p> <p>(d) シナリオ非提示型の原子力防災訓練の実施</p> <p>今後も原子力防災訓練の評価結果等を踏まえ、さらなる検討、改善を行っていく。</p> <p>g. 発電用原子炉施設の保安に関する事項を審議する委員会として、原子炉施設保安委員会を本店に設置している。また、発電用原子炉施設の保安運営に関する事項を審議する委員会として、原子炉施設保安運営委員会を発電所に設置している。</p> <p>原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会が審議する事項は、別紙1-3に示す保安規定第6条（原子炉施設保安委員会）（②-7）、保安規定第7条（原子炉施設保安運営委員会）（②-8）、別紙1-7に示す社内規定類「原子炉施設保安委員会運営要領」（②-9）及び別紙1-8に示す社内規定類「原子炉施設保安運営委員会要領書」（②-9）のとおりである。また、令和2年度の原子炉施設保安委員会、原子炉施設保安運営委員会の開催実績を、別紙1-9及び別紙1-10に示す（②-10、②-11）。</p> <p>(a) 原子炉施設保安委員会</p> <p>女川原子力発電所にて社内規定類の制定、改正、工事計画の認可申請等を行うに当たって、その</p>	<p>・記載表現の相違</p> <p>・発電所名の相違</p> <p>・組織名の相違</p> <p>・運用の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・発電所名の相違</p> <p>・運用の相違（改善内容の相違）</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・会議体名称の相違</p> <p>・文書名の相違</p> <p>・発電所名の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p>て、その上位となる原子炉設置変更許可申請書又は保安規定の変更等に関する事項を審議し、確認する（②－8）。原子力発電保安委員会は、電源事業本部部長（原子力管理）を委員長とし、電源事業本部部長（原子力安全技術）、発電所長、発電用原子炉主任技術者、各部長（品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長、発電部長及び保修部長）、電源事業本部（原子力管理）マネージャー、原子力人材育成センター所長及び電源事業本部（原子力安全技術）マネージャーに加え、委員長が指名した者で構成する。このため、原子力発電保安委員会における審議事項が島根原子力発電所に連携される仕組みとなっている。</p> <p>(b) 原子力発電保安運営委員会</p> <p>島根原子力発電所における保安活動（運転管理、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、施設管理、緊急時の措置等）を実施するにあたって制定・改正・廃止される島根原子力発電所が所管する社内規程の変更方針、原子炉設置変更許可申請を要する保全工事等、設計及び工事計画認可申請・届出（変更認可申請・届出を含む）を要する保全工事等に関する事項を審議し、確認する（②－9）。原子力発電保安運営委員会は、発電所長を委員長とし、発電用原子炉主任技術者及び各部長（品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長、発電部長及び保修部長）に加え、委員長が指名した者で構成する。原子力発電保安運営委員会の委員長等は、原子力発電保安委員会に出席するため、原子力発電保安運営委員会における審議事項が本社に連携される仕組みとなっている。</p> <p>別紙1－1 原子力関係組織図 別紙1－2 組織規程（抜粋） 別紙1－3 島根原子力発電所原子炉施設保安規定（抜粋） 別紙1－4 原子力防災組織 別紙1－5 島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画（抜粋） 別紙1－6 原子力防災組織の改善に関する考え方 別紙1－7 内部コミュニケーション基本要領（抜粋）</p> <p>別紙1－8 原子力発電保安委員会の開催実績（令和2年度） 別紙1－9 原子力発電保安運営委員会の開催実績（令和2年度）</p> <p>(2) 技術者の確保 指針2 設計及び工事に係る技術者の確保</p> <p>事業者において、設計及び工事を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を有する技術者が適切に確保されていること。③</p> <p>【解説】</p> <p>1)「専門知識」には、原子炉主任技術者、核燃料取扱主任者、放射線取扱主任者、ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者、技術士等の当該事業等に関連のある国家資格等で要求される知識を必要に応じて含む。</p>	<p>上位となる発電用原子炉設置変更許可申請書又は保安規定の変更等に関する事項を審議し、確認する（②－7）。原子炉施設保安委員会は、原子力部長を委員長とし、発電用原子炉主任技術者に加え、課長以上の職位の者の中から委員長が指名した者（発電所長等）から構成する。このため、原子炉施設保安委員会における審議事項が女川原子力発電所に連携される仕組みとなっている。</p> <p>(b) 原子炉施設保安運営委員会</p> <p>女川原子力発電所における保安活動（運転管理、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、施設管理、緊急時の措置等）を実施するにあたって制定・改正・廃止される女川原子力発電所が所管する社内規定類の変更、発電用原子炉設置変更許可申請を要する保全工事等、設計及び工事計画認可申請・届出（変更認可申請・届出を含む。）を要する保全工事等に関する事項を審議し、確認する（②－8）。原子炉施設保安運営委員会は、発電所長を委員長とし、発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、各部長の職位にある者に加え、委員長が指名した者で構成する。原子炉施設保安運営委員会の発電用原子炉主任技術者等は原子炉施設保安委員会に出席するため、原子炉施設保安運営委員会における審議事項が本店に連携される仕組みとなっている。</p> <p>別紙1－1 原子力関係組織 別紙1－2 組織規程（抜粋） 別紙1－3 女川原子力発電所原子炉施設保安規定（抜粋） 別紙1－4 原子力防災組織 別紙1－5 女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画（抜粋） 別紙1－6 原子力防災組織の改善に関する考え方 別紙1－7 原子炉施設保安委員会運営要領（抜粋） 別紙1－8 原子炉施設保安運営委員会要領書（抜粋） 別紙1－9 原子炉施設保安委員会の開催実績（令和2年度） 別紙1－10 原子炉施設保安運営委員会の開催実績（令和2年度）</p> <p>(2) 技術者の確保 指針2 設計及び工事に係る技術者の確保</p> <p>事業者において、設計及び工事を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を有する技術者が適切に確保されていること。③</p> <p>【解説】</p> <p>1)「専門知識」には、原子炉主任技術者、核燃料取扱主任者、放射線取扱主任者、ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者、技術士等の当該事業等に関連のある国家資格等で要求される知識を必要に応じて含む。</p>	<p>・記載表現の相違 ・組織体制の相違</p> <p>・会議体名称の相違 ・発電所名の相違 ・記載表現の相違</p> <p>・組織体制の相違</p> <p>・記載表現の相違 ・発電所名の相違</p> <p>・文書名の相違</p> <p>・会議体名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由																
<p>2)「確保されている」には、設計及び工事の進捗に合わせて確保する方針が適切に示されている場合を含む。</p>	<p>2)「確保されている」には、設計及び工事の進捗に合わせて確保する方針が適切に示されている場合を含む。</p>																	
<p>指針6 運転及び保守に係る技術者の確保</p>	<p>指針6 運転及び保守に係る技術者の確保</p>																	
<p>事業者において、運転及び保守を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を有する技術者が適切に確保されているか、又は確保する方針が適切に示されていること。④</p>	<p>事業者において、運転及び保守を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を有する技術者が適切に確保されているか、又は確保する方針が適切に示されていること。④</p>																	
<p>【解説】 「専門知識」には、原子炉主任技術者、核燃料取扱主任者、放射線取扱主任者、ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者、技術士等の当該事業等に関連のある国家資格等で要求される知識を必要に応じて含む。</p>	<p>【解説】 「専門知識」には、原子炉主任技術者、核燃料取扱主任者、放射線取扱主任者、ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者、技術士等の当該事業等に関連のある国家資格等で要求される知識を必要に応じて含む。</p>																	
<p>本変更に係る設計及び運転等を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を有する技術者を適切に確保していることを以下に示す。</p>	<p>本変更に係る設計及び運転等を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を有する技術者を適切に確保していることを以下に示す。</p>																	
<p>a. 電源事業本部（原子力品質保証，原子力管理，原子力安全技術，電源土木，電源建築）及び島根原子力発電所の技術者並びに事業を行うために必要となる有資格者の人数を別紙2-1に示す（③-1，④-1）。令和3年4月1日現在における電源事業本部（原子力品質保証，原子力管理，原子力安全技術，電源土木，電源建築）及び島根原子力発電所の技術者（業務出向者は除く。）数は663名であり，10年以上の経験を有する管理者が88名在籍している（③-2，④-2）。そのうち，島根原子力発電所及び島根原子力発電所に勤務する本社組織所属の技術者の人数は461名であり，10年以上の経験を有する管理者が52名在籍している（③-3，④-3）。</p>	<p>a. 本店（原子力部）及び女川原子力発電所の技術者並びに事業を行うために必要な資格名とそれらの有資格者の人数を別紙2-1に示す。令和3年10月1日現在，本店（原子力部）及び女川原子力発電所における技術者（業務出向者は除く。）の人数は714名であり，そのうち，10年以上の経験年数を有する特別管理職が165名在籍している（③-2，④-2）。また，女川原子力発電所における技術者の人数は524名である（③-1，④-1）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織体制の相違 ・記載表現の相違 ・基準日の相違 ・技術者数の相違 ・記載表現の相違（自社規程基準に合わせ，特別管理職とした。） ・有資格者数の相違 ・記載方針の相違（島根2号では10年以上の経験を有する管理職数を記載している。） 																
<p>電源事業本部（原子力品質保証，原子力管理，原子力安全技術，電源土木，電源建築）及び島根原子力発電所における令和3年4月1日現在の有資格者の人数は次のとおりであり，そのうち島根原子力発電所及び島根原子力発電所に勤務する本社組織所属の有資格者の人数を括弧書きで示す。島根原子力発電所の設計及び工事，又は運転及び保守にあたり，技術者及び有資格者の休暇，疾病等による欠員，人事異動等を踏まえても，支障を生じない要員を確保している。</p>	<p>令和3年10月1日現在，本店（原子力部）及び女川原子力発電所の有資格者の人数は次のとおりであり，そのうち，女川原子力発電所における有資格者の人数を括弧書きで示す。女川原子力発電所の設計及び工事，また運転及び保守にあたり，技術者及び有資格者の休暇，疾病等による欠員，人事異動等を踏まえても，支障を生じない要員を確保している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載表現の相違 ・基準日の相違 ・組織体制の相違 ・発電所名の相違 ・有資格者数の相違 																
<table border="0"> <tr> <td>原子炉主任技術者</td> <td>21名（6名）</td> </tr> <tr> <td>第一種放射線取扱主任者</td> <td>81名（36名）</td> </tr> <tr> <td>第一種ボイラー・タービン主任技術者</td> <td>13名（12名）</td> </tr> <tr> <td>第一種電気主任技術者</td> <td>11名（7名）</td> </tr> </table>	原子炉主任技術者	21名（6名）	第一種放射線取扱主任者	81名（36名）	第一種ボイラー・タービン主任技術者	13名（12名）	第一種電気主任技術者	11名（7名）	<table border="0"> <tr> <td>原子炉主任技術者</td> <td>25名（15名）</td> </tr> <tr> <td>第1種放射線取扱主任者</td> <td>72名（34名）</td> </tr> <tr> <td>第1種ボイラー・タービン主任技術者</td> <td>16名（8名）</td> </tr> <tr> <td>第1種電気主任技術者</td> <td>11名（6名）</td> </tr> </table>	原子炉主任技術者	25名（15名）	第1種放射線取扱主任者	72名（34名）	第1種ボイラー・タービン主任技術者	16名（8名）	第1種電気主任技術者	11名（6名）	
原子炉主任技術者	21名（6名）																	
第一種放射線取扱主任者	81名（36名）																	
第一種ボイラー・タービン主任技術者	13名（12名）																	
第一種電気主任技術者	11名（7名）																	
原子炉主任技術者	25名（15名）																	
第1種放射線取扱主任者	72名（34名）																	
第1種ボイラー・タービン主任技術者	16名（8名）																	
第1種電気主任技術者	11名（6名）																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p>運転責任者として原子力規制委員会が定める 基準に適合した者 20名（20名）</p> <p>設計及び工事については基本設計から現場施工管理までを含むことから、別紙1-1、別紙1-2に示したとおり、電源事業本部（原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築）及び島根原子力発電所の技術者で対応を行う（①-1、①-2）。運転及び保守については、運転管理及び施設管理に関する基本的な方針策定から現場の運用管理までを含むことから、別紙1-1、別紙1-2に示したとおり、電源事業本部（原子力管理）及び島根原子力発電所の技術者で対応を行う（②-1、②-2）。</p> <p>また、本変更にあたっては、自然災害や重大事故等発生時の対応として原子炉への注水等を行うこととしており、大型自動車等の資格を有する技術者も確保している。</p> <p>b. 過去10年間における全社の採用人数と原子力部門採用人数の実績を別紙2-2に示す（③-4、④-4）。現在、確保している技術者数にて本変更に係る設計及び運転等の対応が可能であるが、今後とも設計及び運転等を適切に行い、安全を確保し、円滑かつ確実な業務遂行を図るため、採用を通じ、必要な有資格者と技術者を継続的に確保し、配置する。</p> <p>また、新規制基準施行を踏まえた適合性審査への対応等により、設計及び運転等に関する業務は増加しているが、発電所及び本社の部門間で技術者を融通し合うといった方策により対応している。</p> <p>c. 原子炉主任技術者、第一種放射線取扱主任者、第一種ボイラー・タービン主任技術者、第一種電気主任技術者、運転責任者の資格を有する人数の至近5年間の実績を別紙2-3に示す（③-5、④-5）。上記資格の有資格者数の5年間の推移としては同程度の人数を継続して確保している（③-5、④-5）。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、原子炉ごとに選任することが定められていること、また代行者1名を選任することから、島根原子力発電所における発電用原子炉主任技術者の必要人数は2名となる。発電用原子炉主任技術者の選任条件は電源事業本部における参事以上の管理職とし、代行者は課長以上としており、原子炉主任技術者の有資格者を9名確保している。</p> <p>電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、原子力発電所ごとに選任することが定められており、島根原子力発電所では、主任技術者1名とその代行者1名を選任することから、第一種電気主任技術者及び第一種ボイラー・タービン主任技術者の必要人数はそれぞれ2名となる。選任条件は別紙2-4に示すとおり課長以上もしくはこれに準ずるもの（課長代理、副長、担当副長）としており（③-6、④-6）、課長以上もしくはこれに準ずるものの第一種電気主任技術者の有資格者を6名、第一種ボイラー・タービン主任技術者を12名確保している。</p> <p>放射線取扱主任者は、放射性同位元素を取り扱う事業所ごとに選任することが定められており、放射性同位元素は島根原子力発電所で取り扱っているため、島根原子力発電所にて主任者を1名とその代行者1名を選任することから、第一種放射線取扱主任者の必要人数は2名となる。選任条件</p>	<p>運転責任者として原子力規制委員会が定める 基準に適合した者 26名（26名）</p> <p>設計及び工事については基本設計から現場施工管理まで含むことから、別紙1-1、別紙1-2及び別紙1-3に示すとおり、本店の原子力部及び女川原子力発電所の技術者で対応を行う（①-1、①-2）。また、運転及び保守については、現場の運用管理であり、女川原子力発電所の技術者で対応を行う（②-1、②-2）。</p> <p>b. 過去10年間における採用人数の実績を別紙2-2に示す（③-3、④-3）。現在、確保している技術者数にて本変更に係る設計及び運転等の対応が可能であるが、今後とも設計及び運転等を適切に行い、安全を確保し、円滑かつ確実な業務遂行を図るため、採用を通じ、必要な有資格者と技術者を継続的に確保し、配置する。</p> <p>また、新規制基準施行を踏まえた適合性審査への対応等により、設計及び運転等に関する業務は増加しているが、中途採用の実施、社外労働力の確保、発電所及び本店の部門間で技術者を融通し合うといった方策により対応している。</p> <p>c. 原子炉主任技術者、第一種放射線取扱主任者、第一種ボイラー・タービン主任技術者、第一種電気主任技術者、運転責任者の資格を有する人数の至近5年間の実績を別紙2-3に示す。上記資格の有資格者数の5年間の推移としては同程度の人数を継続して確保している。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、原子炉ごとに選任することが定められていること、また代行者を発電用原子炉主任技術者と同数選任することから、発電用原子炉主任技術者の必要人数は4名となる。発電用原子炉主任技術者の選任条件は別紙2-4及び別紙2-5に示すとおり特別管理職としており（③-4、④-4）、特別管理職の原子炉主任技術者の有資格者を17名確保している。</p> <p>電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者は、原子力発電所ごとに選任することが定められており、女川原子力発電所では、主任技術者を1名とその代行者1名を選任することから、第一種電気主任技術者及び第一種ボイラー・タービン主任技術者の必要人数はそれぞれ2名となる。選任条件は別紙2-4及び別紙2-6に示すとおり特別管理職としており（③-5、④-5）、特別管理職の第一種電気主任技術者の有資格者を8名、特別管理職の第一種ボイラー・タービン主任技術者を15名確保している。</p> <p>放射線取扱主任者は、放射性同位元素を取り扱う事業所ごとに選任することが定められており、放射性同位元素は女川原子力発電所で取り扱っているため、女川原子力発電所にて主任者を1名とその代行者1名を選任することから、第一種放射線取扱主任者の必要人数は2名となる。選任条件</p>	<p>・記載表現の相違</p> <p>・組織体制の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・業務分掌の考え方及び組織名の相違</p> <p>・申請案件の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・技術者確保方針の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・運用の相違（各主任技術者の必要人数、選任条件の相違）</p> <p>・有資格者数の相違</p> <p>・発電所名の相違</p> <p>・発電所名の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p>は課長以上もしくはこれに準ずるもの（課長代理、副長、担当副長）としており、課長以上もしくはこれに準ずるものとなる第一種放射線取扱主任者の有資格者を56名確保している。</p> <p>以上のことから、現在の有資格者数で、原子力発電所の運転保守等に必要な配置ができています。今後引き続き同程度の有資格者を確保していく。</p> <p>(a) 資格取得の奨励</p> <p>取得を奨励する国家資格等を定め、資格取得を奨励する。その際、原子力発電所の運営上、特に重要な公的資格である原子炉主任技術者については、積極的に資格取得を推進する。具体的には、社外機関が開催する講座や教育に一定期間業務から離れて参加させ資格取得に必要な知識を習得させる取組みを行っている。また、その他様々な取組みを別紙2-5のとおり行っており、これらの取組みにより毎年度1~2名の新規取得者を確保し、運用に必要な人数を維持することとしている。</p> <p>(b) 資格取得（経験による認定）</p> <p>第一種ボイラー・タービン主任技術者及び第一種電気主任技術者については、認定条件を満たした者について、順次、認定取得手続きを進める。認定取得のために必要となる情報（氏名、学歴及び職務経験等）について要員情報のデータベース等を用い、認定条件を満たした者について、順次、認定取得手続きを進めている。</p> <p>上記の取組みを続けることにより、特に原子炉主任技術者については、年齢別に一定数の有資格者を継続的に維持することとしており、今後必要人数2名（正1名、代行1名）以上の有資格者を維持していくこととしている。必要人数の考え方については、「(6) 有資格者等の選任・配置」で示す。</p> <p>d. 令和3年4月1日現在の島根原子力発電所における自然災害及び重大事故等対応に関する資格者数を別紙2-6に示す。</p> <p>これは、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故対応において、大型自動車等の運転操作が必要だったことを踏まえ、島根原子力発電所において検討した重大事故等の対応に必要な資格を抽出し、有資格者を確保している(③-7、④-7)。現時点で確保している有資格者で重大事故等への対応が可能であるが、より多くの社員が資格を取得し、重大事故等発生時における対応をさらに適切に実施できるように、有資格者を確保していく。</p> <p>e. 重大事故等対応に係る設計及び工事の進捗による技術者数（工事管理者）の確保実績を別紙2-7</p>	<p>は主任者が特別管理職、代行者は一般管理職以上としており、特別管理職の第1種放射線取扱主任者の有資格者を36名確保している。</p> <p>以上のことから、現在の有資格者数で、原子力発電所の運転保守等に必要な配置ができています。今後引き続き同程度の有資格者を確保していく。</p> <p>(a) 資格取得の奨励</p> <p>取得を奨励する国家資格等を定め、資格取得を奨励する。その際、原子力発電所の運営上、特に重要な公的資格である原子炉主任技術者については、積極的に資格取得を推進する。具体的には、社外機関が開催する講座や教育、専門講師による集中講義等に一定期間業務から離れて参加させ資格取得に必要な知識を習得させる取組みを行っている。また、その他様々な取組みを別紙2-7のとおり行っており、これらの取組みを続けることにより、毎年数名程度受験し、有資格者の継続的な確保に努める。</p> <p>第1種放射線取扱主任者については、社外機関を活用し、放射線取扱主任者の資格取得に向けた講習を行い、試験対策を実施している。</p> <p>また、個人のさらなる専門知識及び技術・技能の向上並びに重大事故等の対応に必要な有資格者を確保するため、原子力人材育成グループにて策定している教育訓練計画により、所員の公的資格取得に関し積極的に奨励している。</p> <p>(b) 資格取得（経験による認定）</p> <p>第一種ボイラー・タービン主任技術者及び第一種電気主任技術者については、認定条件を満たした者について、順次、認定取得手続きを進めている。認定に必要な業務経験等の確認は、人材育成のデータベース等を用いて行う。</p> <p>上記の取組みを続けることにより、特に原子炉主任技術者については、年齢別に一定数の有資格者を継続的に維持することとしており、今後必要人数4名（正2名、代行2名）以上の有資格者を維持していくこととしている。必要人数の考え方については、「(6) 有資格者等の選任・配置」で示す。</p> <p>d. 令和3年10月1日現在の女川原子力発電所における自然災害及び重大事故等対応に関する資格者数を別紙2-8に示す(④-6)。</p> <p>これは、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故対応において、大型自動車等の資格を必要とする重機等の操作が必要だったことを踏まえ、女川原子力発電所において検討した重大事故等の対応に必要な資格を抽出し、有資格者を確保している。現時点で確保している有資格者で重大事故等への対応が可能であるが、より多くの社員が資格を取得し、重大事故等発生時における対応をさらに適切に実施できるように、有資格者を確保していく(④-6)。</p> <p>e. 重大事故等対応に係る設計及び工事の進捗による技術者数（工事監理員）の確保実績を別紙2-9</p>	<p>・運用の相違（選任条件の相違）</p> <p>・取組内容の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載方針の相違（女川では、原子炉主任技術者以外の資格取得の取組についても記載している。）</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違（各主任技術者の必要人数の相違）</p> <p>・基準日の相違</p> <p>・発電所名の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p>に示す（③－8）。工事件数の最も多い時期で1人あたり約1.0件の工事管理であり、技術者の業務に対する確実なチェック（上長によるチェック、他の技術者によるダブルチェック）体制の構築を行うことができ、ヒューマンエラーの防止が期待できる。このため、現状で工事管理に適切な人数を確保していると考えられる。</p> <p>f. 確保した技術者の資質向上を図るため、島根原子力発電所及び本社では、データベースを構築し、プラント設備の技術変遷、設計情報、不具合事例等に関する情報を収集、整備している。本データベースでは、機械設備、電気設備及び計装設備の保修に関する情報等を設備ごとに整理し、技術者と共有している。</p> <p>また、島根原子力発電所の訓練施設には、別紙2－8のとおり不具合事例に関する資料を展示したスペースを設けている（③－9、④－8）。</p> <p>島根原子力発電所の技術者は、これらの取組みにより技術を伝承し、現場において運転及び保守を行うことにより、技術者の資質向上を図っている。</p> <p>g. 電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術）においては、各専門分野を産業界全体の最高レベルに到達させるため、管理者自らがパフォーマンス目標に対するギャップを把握し、解決すべき問題点を明確にするとともに、発電所への指導・助言（オーバーサイト）を行う活動を開始しており、これにより、パフォーマンスを向上させることを目指している。</p> <p>以上のことから、設計及び運転等並びに自然災害や重大事故等の対応に必要な技術者及び有資格者を確保し、技術力の向上に努めている。</p> <p>今後とも設計及び運転等を適切に行い、安全を確保し、円滑かつ確実な業務遂行を図るため、採用を通じ技術者を確保し、必要な教育・訓練を行うことにより継続的に技術者と有資格者を育成し、配置する。</p> <p>別紙2－1 電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築）及び島根原子力発電所在籍技術者並びに有資格者の人数</p> <p>別紙2－2 全社と原子力部門の採用人数について</p> <p>別紙2－3 有資格者の人数の推移（至近5ヶ年）</p> <p>別紙2－4 主任技術者の選任・解任および職務等に関する基本要領（抜粋）</p> <p>別紙2－5 原子炉主任技術者資格取得に向けた取組み</p> <p>別紙2－6 島根原子力発電所における自然災害及び重大事故等対応に関する有資格者数</p> <p>別紙2－7 島根原子力発電所における重大事故等対応に係る工事件数と工事管理者数</p> <p>別紙2－8 島根原子力発電所における不具合事例の展示</p>	<p>に示す。工事件数の最も多い時期で1人あたり約0.6件の工事監理であり（③－6）、技術者の業務に対する確実なチェック（上長によるチェック、他の技術者によるダブルチェック）体制の構築を行うことができ、ヒューマンエラーの防止が期待できる。このため、現状で工事監理に適切な人数を確保していると考えられる。</p> <p>f. 確保した技術者の資質向上を図るため、女川原子力発電所を含む原子力部門で共有するデータベースを構築し、設計情報、不具合事例等に関する情報を収集、整備している。本データベースでは、機械設備、電気設備及び計装設備の保修に関する情報等を設備ごとに整理し、共有している。</p> <p>また、女川原子力発電所の訓練施設には、別紙2－10のとおり不具合事例に関する資料を展示したスペースを設けている。</p> <p>女川原子力発電所の技術者は、この取組等により技術を伝承し、現場において運転保守を行うことにより、技術者の資質向上を図っている。</p> <p>g. 当社は、世界最高水準の発電所運営を行うために、国内外の安全性向上に資する良好事例取得に取り組むとともに、発電所への指導・助言（オーバーサイト）を行っている。これにより、目指すべきパフォーマンスとのギャップを把握し、また解決すべき課題の抽出を行い、これらを協働で解決することにより世界最高水準のパフォーマンス、技術力を発揮することを目指している。</p> <p>以上のことから、設計及び運転等並びに自然災害や重大事故等の対応に必要な技術者及び有資格者を確保し、技術力の向上に努めている。</p> <p>今後とも設計及び運転等を適切に行い、安全を確保し、円滑かつ確実な業務遂行を図るため、採用を通じ技術者を確保し、必要な教育・訓練を行うことにより継続的に技術者と有資格者を育成し、配置する。</p> <p>別紙2－1 本店（原子力部）及び女川原子力発電所における有資格者等の人数</p> <p>別紙2－2 全社と原子力部門の採用人数について</p> <p>別紙2－3 有資格者の人数の推移（至近5ヶ年）</p> <p>別紙2－4 特別管理職就業規則（規程）（抜粋）</p> <p>別紙2－5 原子炉主任技術者の職務等運用要領（抜粋）</p> <p>別紙2－6 ボイラー・タービン主任技術者および電気主任技術者の職務等運用要領（抜粋）</p> <p>別紙2－7 原子炉主任技術者資格取得に向けた取組</p> <p>別紙2－8 女川原子力発電所における重大事故等対応に関する有資格者数</p> <p>別紙2－9 女川原子力発電所における重大事故等対応に係る工事件数と工事監理員数</p> <p>別紙2－10 女川原子力発電所の訓練施設における不具合事例の展示</p>	<p>・工事件数の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・発電所名の相違</p> <p>・設備の相違（各社のデータベースの設計の相違）</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・組織体制の相違</p> <p>・記載方針の相違（女川では、選任条件を別紙で記載している。）</p> <p>・文書名の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・発電所名の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由																											
<p>(3) 経験 指針3 設計及び工事の経験</p> <p>事業者において、当該事業等に係る同等又は類似の施設の設計及び工事の経験が十分に具備されていること。⑤</p> <p>【解説】 「経験が十分に具備されていること」には、当該事業等に係る国内外の同等又は類似の施設への技術者派遣や関連施設での研修を通して、経験及び技術が十分に獲得されているか、又は設計及び工事の進捗に合わせて獲得する方針が適切に示されていることを含む。</p> <p>指針7 運転及び保守の経験</p> <p>事業者において、当該事業等に係る同等又は類似の施設の運転及び保守の経験が十分に具備されているか、又は経験を獲得する方針が適切に示されていること。⑥</p> <p>【解説】 「経験が十分に具備されている」には、当該事業等に係る国内外の同等又は類似の施設への技術者派遣や関連施設での研修を通して、経験及び技術が十分に獲得されていることを含む。</p>	<p>(3) 経験 指針3 設計及び工事の経験</p> <p>事業者において、当該事業等に係る同等又は類似の施設の設計及び工事の経験が十分に具備されていること。⑤</p> <p>【解説】 「経験が十分に具備されていること」には、当該事業等に係る国内外の同等又は類似の施設への技術者派遣や関連施設での研修を通して、経験及び技術が十分に獲得されているか、又は設計及び工事の進捗に合わせて獲得する方針が適切に示されていることを含む。</p> <p>指針7 運転及び保守の経験</p> <p>事業者において、当該事業等に係る同等又は類似の施設の運転及び保守の経験が十分に具備されているか、又は経験を獲得する方針が適切に示されていること。⑥</p> <p>【解説】 「経験が十分に具備されている」には、当該事業等に係る国内外の同等又は類似の施設への技術者派遣や関連施設での研修を通して、経験及び技術が十分に獲得されていることを含む。</p>																												
<p>本変更に係る同等又は類似の施設の設計及び運転等の経験が十分に具備されていることを以下に示す。</p> <p>a. 当社は、昭和31年以来、原子力発電に関する諸調査、諸準備等を進めるとともに、技術者を国内及び国外の原子力関係諸施設へ多数派遣し、技術的能力の蓄積に努めている。</p> <p>また、昭和49年3月に沸騰水型軽水炉（以下、「BWR」という。）を採用した島根原子力発電所1号炉の営業運転を開始して以来、計2基の原子力発電所を有し、平成29年4月に廃止措置に着手した1号炉を除き、今日において1基の原子力発電所を有している。</p> <p>なお、3号炉についても平成17年12月に建設工事に着工している。</p> <table border="1" data-bbox="168 1149 896 1316"> <thead> <tr> <th>原子力発電所</th> <th>原子炉熱出力(MW)</th> <th>営業運転の開始</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>島根1号炉</td> <td>1,380</td> <td>昭和49年3月29日 (平成29年4月19日廃止措置計画認)</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>2,436</td> <td>平成元年2月10日</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>3,926</td> <td>(平成17年12月着工)</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 当社は、これら原子力発電所の建設時及び改造時の設計及び工事を通して豊富な経験を有し、技術力を維持している。また、営業運転開始以来、計2基の原子力発電所において、約45年に及ぶ運転</p>	原子力発電所	原子炉熱出力(MW)	営業運転の開始	島根1号炉	1,380	昭和49年3月29日 (平成29年4月19日廃止措置計画認)	2号炉	2,436	平成元年2月10日	3号炉	3,926	(平成17年12月着工)	<p>本変更に係る同等又は類似の施設の設計及び運転等の経験が十分に具備されていることを以下に示す。</p> <p>a. 当社は、昭和31年以来、原子力発電に関する諸調査、諸準備等を進めるとともに、技術者を国内及び国外の原子力関係諸施設へ多数派遣し、技術的能力の蓄積に努めてきた。</p> <p>また、昭和59年6月に沸騰水型軽水炉（以下「BWR」という。）を採用した女川原子力発電所1号炉の営業運転を開始して以来、計4基の原子力発電所を有し、令和2年7月から廃止措置に着手した女川原子力発電所1号炉を除き、今日においては、計3基の原子力発電所を有し、順調な運転を行っている。</p> <table border="1" data-bbox="1075 1149 1803 1348"> <thead> <tr> <th>原子力発電所</th> <th>原子炉熱出力(MW)</th> <th>営業運転の開始</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女川1号炉</td> <td>1593</td> <td>昭和59年6月1日 (令和2年3月18日廃止措置計画認可)</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>2436</td> <td>平成7年7月28日</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>2436</td> <td>平成14年1月30日</td> </tr> <tr> <td>東通1号炉</td> <td>3293</td> <td>平成17年12月8日</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 当社は、これら原子力発電所の建設時及び改造時の設計及び工事を通して豊富な経験を有し、技術力を維持している。また、営業運転開始以来、計4基の原子力発電所において、約37年に及ぶ運転</p>	原子力発電所	原子炉熱出力(MW)	営業運転の開始	女川1号炉	1593	昭和59年6月1日 (令和2年3月18日廃止措置計画認可)	2号炉	2436	平成7年7月28日	3号炉	2436	平成14年1月30日	東通1号炉	3293	平成17年12月8日	<p>・記載表現の相違 ・運転経験の相違 ・発電所名の相違 ・運用の相違（島根は3号炉の新設工事に着工している） ・運転経験及び設備仕様の相違 ・運転経験の相違（プラ</p>
原子力発電所	原子炉熱出力(MW)	営業運転の開始																											
島根1号炉	1,380	昭和49年3月29日 (平成29年4月19日廃止措置計画認)																											
2号炉	2,436	平成元年2月10日																											
3号炉	3,926	(平成17年12月着工)																											
原子力発電所	原子炉熱出力(MW)	営業運転の開始																											
女川1号炉	1593	昭和59年6月1日 (令和2年3月18日廃止措置計画認可)																											
2号炉	2436	平成7年7月28日																											
3号炉	2436	平成14年1月30日																											
東通1号炉	3293	平成17年12月8日																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所 2号炉 適合性審査 (2021年9月6日版)	女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス	差異理由
<p>並びに島根原子力発電所 1号炉での廃止措置を行っており、運転及び保守について十分な経験を有している。</p> <p>(a) 本変更に関して、設計及び工事の経験として、島根原子力発電所において平成 19 年から平成 20 年にかけて、非常用炉心冷却系ストレーナの取替工事、平成 22 年から平成 24 年にかけて、原子炉再循環系配管の取替工事等の設計及び工事を順次実施している。</p> <p>また、耐震安全性向上工事として、平成 21 年からは残留熱除去系配管等の支持構造物、原子炉建物屋根トラス、原子炉建物天井クレーン、燃料取替機等について設計及び工事を実施している。</p> <p>(b) これまで他社プラントにおいて、応力腐食割れによるステンレス鋼製機器（原子炉内構造物、原子炉再循環系配管等）の損傷事例が確認されており、島根原子力発電所ではこの対策として、原子炉再循環系配管、液体ボイゾン系配管、計装配管等の低炭素ステンレス鋼材への取替、及び原子炉再循環系配管、残留熱除去系配管の溶接部に対し、高周波加熱処理（I H S I）を行っている。</p> <p>大規模で長期にわたる工事としては、島根原子力発電所 1号炉における炉心シュラウド交換を実施した実績を有する。</p> <p>配管減肉管理については、内部流体による配管減肉事象が確認されており、この対策として、材料の見直し（炭素鋼から低合金鋼に変更）や、オリフィス等の乱流発生要素の設置位置見直し等の改造を実施している。</p> <p>さらに、小口径配管について、他社のプラントにおいて配管振動によるソケット溶接部の疲労割れなどの損傷事例が確認されたことを踏まえ、島根原子力発電所では溶接方法の変更（ソケット溶接から突合せ溶接に変更）及びサポートの追設を実施している。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以降は、重大事故等の事故状況下においても復旧を迅速に実施するため、可搬型重大事故等対処設備の操作訓練はもとより、普段から保守点検活動を当社社員自らがを行い、知識・技能の向上を図り、緊急時に当社社員自らが直営で実施できるよう、以下のような取組みを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源喪失時の重要パラメータ監視計器復旧作業 ・高圧ケーブル敷設及び接続作業 ・可搬型重大事故等対処設備への燃料補給作業 <p>(c) 更なる安全性向上の観点からアクシデントマネジメント対策として、再循環ポンプトリップ設備の追加、代替制御棒挿入設備の追加、原子炉又は格納容器への代替注水設備の追加、原子炉自動減圧設備の追加、耐圧強化バント設備の追加及び非常用電源のユニット間融通設備の追加を検討し、対策工事を実施している。</p>	<p>及び女川原子力発電所 1号炉での廃止措置を行っており、運転及び保守について十分な経験を有している。</p> <p>(a) 本変更に関して、設計及び工事の経験として、女川原子力発電所において平成 18 年には 2号炉非常用炉心冷却系ストレーナ取替工事、平成 22 年には、1号炉原子炉压力容器ヘッドスプレイ配管改良工事並びに平成 24 年には固体廃棄物貯蔵所増設工事の設計及び工事を順次実施している。</p> <p>また、耐震裕度向上工事として、平成 20 年から安全上重要な配管・電路類のサポート、クレーン類等について設計及び工事を実施している。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以降は、重大事故等の事故状況下においても復旧を迅速に実施するため、可搬型重大事故等対処設備の操作訓練はもとより、普段から保守点検活動を社員自らがを行い、知識・技能の向上を図り、緊急時に社員自らが直営で実施できるよう取組を行っている。なお、プラント設備の習熟のための保守点検活動について別紙 3-1 に示す。</p> <p>(b) 更なる安全性向上の観点からアクシデントマネジメント対策として、原子炉再循環ポンプトリップ設備の追加、代替制御棒挿入設備の追加、原子炉又は原子炉格納容器への代替注水設備の追加、原子炉自動減圧設備の追加、耐圧強化バント設備の追加及び非常用電源のユニット間融通設備の追加を検討し、対策工事を実施している。</p>	<p>ント数の相違、運用時期の着手実績の相違)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所名の相違 ・発電所名の相違 ・工事実績の相違 ・記載表現の相違 ・記載方針の相違（女川は保守点検活動の詳細を別紙に記載） ・記載方針の相違（島根は応力腐食割れによるステンレス鋼製機器（原子炉内構造物、原子炉再循環系配管等）の損傷事例への対策を記載） ・設備名称の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p>また、経済産業大臣の指示に基づき実施した緊急安全対策により、高圧発電機車、可搬式発電機、消防ポンプ等の配備に関する設計検討を行い、対策工事を実施している。</p> <p>さらに、新規制基準施行前から独自に実施した安全性向上策として、防波壁、移動式代替熱交換器設備の設置等に関する設計検討を行い、対策工事を実施している。</p> <p>また、運転及び保守に関する社内規程の改正対応や習熟訓練による運転の知識・技能の向上を図るとともに、工事と保守経験を継続的に積み上げている。</p> <p>本変更に係る技術的能力の経験として、アクシデントマネジメント対策、緊急安全対策等の安全性向上対策の経験を以下に示す。</p> <p>① アクシデントマネジメント対策について</p> <p>米国スリーマイルアイランドの事故以降、アクシデントマネジメントの検討、整備を実施してきている。設備面では、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器の健全性を維持するための機能を更に向上させるものとして、以下の設備改造を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉停止機能にかかわるもの 再循環ポンプトリップ設備及び代替制御棒挿入設備の追加 原子炉及び格納容器への注水にかかわるもの 原子炉又は格納容器への代替注水設備の追加及び原子炉自動減圧設備の追加 格納容器からの除熱機能にかかわるもの 原子炉格納容器耐圧強化バント設備の追加 安全機能のサポート機能にかかわるもの 非常用電源のユニット間融通設備の追加 <p>また、島根原子力発電所が所管する社内規程にアクシデントマネジメントに関する記載を検討、追加し、シミュレータ訓練、机上教育を通じて、知識・技能の維持向上に努め、継続的に改善を加えている。</p> <p>② 緊急安全対策等について</p> <p>緊急安全対策については、緊急時の電源確保、発電用原子炉及び燃料プールの除熱機能の確保等の観点から以下の対策を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時の電源確保 高圧発電機車の配備、電源ケーブルの配備 	<p>また、経済産業大臣の指示「平成23年福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施について（指示）（平成23・03・28 原 第7号 平成23年3月30日付）」に基づき実施した緊急安全対策により、電源車、消防ポンプ等の配備に関する設計検討を行い、対策工事を実施している。</p> <p>さらに、新規制基準施行前に独自に実施した安全性向上策として、防潮堤の設置、原子炉建屋ベント装置の設置等に関する設計検討を行い、対策工事を実施している。</p> <p>また、社内規定類の改正対応や習熟訓練による運転の知識・技能の向上を図るとともに、工事と保守経験を継続的に積み上げている。</p> <p>本変更に係る技術的能力の経験として、アクシデントマネジメント対策、緊急安全対策の安全性向上対策の経験を以下に示す。</p> <p>① アクシデントマネジメント対策について</p> <p>米国スリーマイルアイランド原子力発電所の事故以降、アクシデントマネジメントの検討、整備を実施してきている。設備面では、発電用原子炉及び原子炉格納容器の健全性を維持するための機能をさらに向上させるものとして、以下の設備改造を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉停止機能にかかわるもの ：原子炉再循環ポンプトリップ設備及び代替制御棒挿入設備の追加。 原子炉及び原子炉格納容器への注水機能にかかわるもの ：既存の代替注水設備（ろ過水系、復水補給水系）間の連絡配管の設置、流量計の設置及び原子炉自動減圧設備の追加。 原子炉格納容器からの除熱機能にかかわるもの ：耐圧強化バント設備の追加。 安全機能のサポート機能にかかわるもの ：非常用電源のユニット間融通設備の追加。 <p>加えて、女川原子力発電所1号炉においては、非常用補機冷却系の強化を目的として、非常用補機冷却系のポンプ等動的機器の追設を実施している。</p> <p>また、女川原子力発電所が所管する社内規定類にアクシデントマネジメントに関する記載を検討、追加し、シミュレータ訓練、机上教育を通じて、知識、技能の維持向上に努め、継続的に改善を加えている。</p> <p>② 緊急安全対策について</p> <p>緊急安全対策については、緊急時の電源確保、発電用原子炉及び使用済燃料プールの注水・冷却機能の確保等の観点から以下の対策を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時の電源確保 ：電源車の配備、接続ケーブルの配備。 	<ul style="list-style-type: none"> 記載表現の相違 設備名称の相違 運用の相違（独自に実施した安全性向上策の相違） 記載表現の相違 記載表現の相違 設備名称の相違 運用の相違（アクシデントマネジメント対策として実施した対策の相違） 設備の相違（予備機の追設による信頼性向上） 発電所名の相違 記載表現の相違 記載表現の相違 設備名称の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p>・発電用原子炉及び使用済燃料プールの注水・冷却機能の確保 消防ポンプ車、消防ホース、窒素ガスポンベの配備、注水継続又は代替注水のための純水タンク、ろ過水タンク、輪谷貯水槽及び海水を水源としての注水手順の整備</p> <p>・津波等に係る浸水対策 安全上重要な設備が設置されている建物入口扉の浸水防止対策及び貫通部の止水処理の実施</p> <p>また、緊急安全対策に加え、新規制基準施行より以前から、発電用原子炉及び使用済燃料プールの燃料損傷防止に対する一層の安全性向上を図るため、主に「防波壁の設置」、「建物への浸水防止」及び「除熱・冷却機能の更なる強化」の3つの観点から安全性向上策を検討・実施している。</p> <p>・防波壁の設置 ・建物への浸水防止 原子炉建物等の扉の水密化及びタービン建物と原子炉建物間の貫通部の止水</p> <p>・除熱・冷却機能の更なる強化 原子炉補機海水ポンプ用電動機の子備品、原子炉補機海水ポンプエリアへの防水壁の設置、代替水中ポンプ及び移動式代替熱交換器設備の配備、環境モニタリング設備等の増強</p> <p>c. 新規制基準施行を踏まえ、島根原子力発電所では78事象の自然現象及び人為事象を評価した上で下記のような自然災害等対策及び重大事故等対策に関する検討、設備改造工事等を進めている。また、これらの対策を運用する体制、手順についても整備を進めている。</p> <p>(a) 自然災害等対策について</p> <p>地震：地震による加速度によって作用する地震力に対する設計、設計基準対象施設の耐震設計に用いる地震力の算定、設計基準対象施設の耐震設計における荷重の組合せと許容限界の考慮による設計を実施している。</p> <p>津波：設計基準対象施設が設置された敷地において、水密扉の設置、貫通部の止水対策等を実施し、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計並びに取水路、放水路等の経路から流入させない設計としている。</p> <p>竜巻：「最大風速 92m/s の竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重」並びに「その他竜巻以外の自然現象による荷重」等を適切に組み合わせた設計荷重に対して、建物開口部や屋外機器に対する竜巻防護ネット又は竜巻防護鋼板の設置等の防護対策を検討し、実施している。</p> <p>火山：敷地内で想定される降下火砕物の層厚を設定し、直接的影響である構造物への静的負荷に対して安全裕度を有する設計、水循環系の閉塞に対して狭隘部等が閉塞しない設計並びに換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響に対して降下火砕物が容易に侵入しにくい設計としている。また、降下火砕物が換気系のフィルタに付着した場合でも、取替又は</p>	<p>・発電用原子炉及び使用済燃料プールの注水・冷却機能の確保 ；予備ポンベ等を用いた原子炉減圧手順の整備、電源車等による補給水ポンプ等への電力供給又は消防車による注水手順の整備。</p> <p>・津波等に係る浸水対策 ；安全上重要な設備が設置されている建屋入口扉の浸水防止対策及び貫通部の止水処理の実施。</p> <p>また、緊急安全対策に加え、新規制基準施行より以前に、発電用原子炉及び使用済燃料プールの燃料損傷防止に対する一層の安全性向上を図るため、主に「防潮堤の設置」、「建屋への浸水防止」及び「除熱・冷却機能の更なる強化」の3つの観点から安全性向上策を実施している。</p> <p>・防潮堤の設置 ・建屋への浸水防止 ；建屋内への浸水防止対策として、建屋扉へのゴムシール取り付けを実施。</p> <p>・除熱・冷却機能の更なる強化 ；大容量電源装置の設置、高台電源センターの整備と代替注水車の配備、原子炉建屋ベント装置の設置及びモニタリングポストの電源等の強化。</p> <p>c. 新規制基準施行を踏まえ、女川原子力発電所では78事象の自然現象及び人為事象を評価した上で以下のような自然災害等対策及び重大事故等対策に関する検討、設備改造工事等を進めている。また、これらの対策を運用する体制、手順についても整備を進めている。</p> <p>(a) 自然災害等対策について</p> <p>地震：地震による加速度によって作用する地震力に対する設計、設計基準対象施設の耐震設計に用いる地震力の算定、設計基準対象施設の耐震設計における荷重の組み合わせと許容限界の考慮による設計を実施している。</p> <p>津波：設計基準対象施設が設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計及び取水路、放水路等の経路から流入させない設計を実施している。また、水密扉の設置及び貫通部の止水対策を実施している。</p> <p>竜巻：「最大風速 100m/s の竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重」並びに「その他竜巻以外の自然現象による荷重」等を適切に組み合わせた設計荷重に対して、建屋扉のリプレース、建屋開口部や屋外機器に対する竜巻防護ネットの設置、軽油タンクの地下化等の防護対策を検討し、実施している。</p> <p>火山：敷地内で想定される層厚の降下火砕物を設定し、直接的影響である構造物への静的負荷に対して安全裕度を有する設計、水循環系の閉塞に対して狭隘部等が閉塞しない設計並びに換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響に対して降下火砕物が容易に侵入しにくい設計としている。また、降下火砕物が換気空調系のフィルタに付着した場合でも、取替</p>	<p>・記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・運用の相違（安全性向上対策として実施した対策の相違）</p> <p>・発電所名の相違</p> <p>00</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・運用の相違（想定する竜巻の最大風速の相違）</p> <p>・運用の相違（竜巻防護対策の相違）</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p>清掃が可能な設計としている。</p> <p>外部火災：森林火災からの延焼防止を目的として評価上必要とされる防火帯幅を算出し、設置している。航空機墜落による火災では、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災との重量を考慮し、建物表面温度及び室内温度が許容温度以下となる設計であることを確認している。</p> <p>内部火災：安全機能を有する構築物、系統及び機器を火災から防護するための火災の発生防止、早期の火災検知及び消火並びに火災の影響軽減を考慮した火災防護について、異なる感知方式の感知器の設置、煙充滿等により消火困難な区域への固定式消火設備の設置、安全系区分の分離のため3時間以上の耐火能力を有する隔壁等の設置に関して、技術的な検討及び対策を実施している。</p> <p>内部溢水：溢水源として発生要因別に分類した溢水を想定し、溢水防護対象設備が設置される区画を溢水防護区画として設定した上で、没水、被水及び蒸気の影響を検討し、水密扉及び床ドレン逆止弁等の設置、電路・配管貫通部の止水対策等を実施している。</p> <p>(b) 重大事故等対策等について</p> <p>重大事故等：原子炉格納容器圧力逃がし装置のフィルタ装置（フィルタベント）や、全交流動力電源喪失事象（SBO）時に高圧注水系の冗長性を持たせるための高圧代替注水系（HPAC）の新設、静的触媒式水素処理装置の設置などの対応について検討し、基本設計を実施した。</p> <p>大規模損壊：大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合に、発電用原子炉施設内の人的資源、設計基準事故対処設備、重大事故等対処設備等の物的資源及びその時点で得られる施設内外の情報を活用して様々な事態において柔軟に対応することについて検討し、基本設計を実施した。</p> <p>d. リスク情報活用の取組みとして、アクシデントマネジメント策の検討に活用してきた。また、自社プラント確率論的リスク評価（以下「PRA」という。）モデルの改良を重ねるとともに、定期安全レビューにおける運転時・停止時のPRA、定期検査時のリスク把握に活用してきた。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以降は、地震PRA・津波PRAの実施により、外部事象のリスクの定量的な把握等に活用してきている。</p> <p>今後は、PRAモデルの更なる高度化作業を進め、日常的な運転・保守におけるリスク管理と発電所の脆弱点を抽出し、リスク低減効果の高い対策の検討に活用していく。</p> <p>e. 当社原子力発電所の訓練施設及び国内の原子力関係機関である株式会社BWR運転訓練センター（以下「BTC」という。）では、従来から下記の訓練を実施している。</p> <p>(a) 原子力発電所の訓練施設で行われる訓練</p>	<p>又は清掃が可能な設計としている。</p> <p>外部火災：森林火災からの延焼防止を目的として評価上必要とされる防火帯幅を算出し、設置する。航空機墜落による火災では、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災との重量を考慮し、建屋表面温度が許容温度以下となる設計であることを確認している。</p> <p>内部火災：安全機能を有する構築物、系統及び機器を火災から防護するための火災の発生防止、早期の火災検知及び消火並びに火災の影響軽減を考慮した火災防護について、異なる種類の感知器の設置、煙充滿等により消火困難な区域への固定式消火設備の設置、安全系区分の分離のため3時間以上の耐火能力を有する隔壁等の設置に関して、技術的な検討及び対策を実施している。</p> <p>内部溢水：溢水源として発生要因別に分類した溢水を想定し、防護対象設備が設置される区画を溢水防護区画として設定した上で、没水、被水及び蒸気の影響評価を検討し、水密扉、床ドレン逆流防止用具等の設置、電路・配管貫通部の止水対策等を実施している。</p> <p>(b) 重大事故等対策等について</p> <p>重大事故等：原子炉格納容器フィルタベント系の新設や、全交流動力電源喪失事象（SBO）時に高圧注水系の冗長性を持たせるための高圧代替注水系（HPAC）の新設などの取組を進めている。</p> <p>大規模損壊：大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合に、発電用原子炉施設内において人的資源、設計基準事故対処設備、重大事故等対処設備等の物的資源及びその時点で得られる施設内外の情報を活用し様々な事態において柔軟に対応することを検討している。</p> <p>d. リスク情報活用の取組として、アクシデントマネジメント対策の検討に活用してきた。また、自社グループ内での確率論的リスク評価（以下「PRA」という。）実施体制を整備し、自社プラントのモデルを構築、随時改良を重ねるとともに、定期安全レビューにおける運転時・停止時のPRA、定期検査時のリスク把握に活用してきた。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以降は、地震PRA・津波PRAの実施による外部事象のリスクの把握、新規規制基準適合性審査における有効性評価の対象となる事故シーケンスの抽出に活用してきている。</p> <p>今後は、重大事故等対策を含めたモデルによるPRAを実施し、対策によるリスク低減効果の定量的な把握等に活用するとともに、PRAモデルの更なる高度化作業を進め、日常的な運転・保守におけるリスク管理と発電所の脆弱性を抽出し、リスク低減効果の高い対策の検討に活用していく。</p> <p>e. 当社原子力発電所内の訓練施設及び国内の原子力関係機関である株式会社BWR運転訓練センター（以下「BTC」という。）では、従来から以下の訓練を実施している。</p> <p>(a) 原子力発電所内の訓練施設で行われる訓練</p>	<p>・運用の相違（評価方法の相違）</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p>・原子力研修教育訓練 保全業務に従事する技術者を主な対象者として、実機を模擬した訓練設備により、保全業務に必要な知識の習得及び機器の分解、検査等の実技訓練を実施している。保全業務に関する訓練は、対象者の業務内容に応じたカリキュラム（共通、安全、機械設備及び電気設備等）を設定し、それぞれ習熟度に応じて3つのコース（初級教育、中級教育及び専門教育）に分けている。</p> <p>・運転訓練 発電用原子炉の運転業務に従事する技術者を主な対象者として、実機を模擬したシミュレータ訓練装置により、基本的な起動・停止操作から冷却材喪失事故等、複雑な事故対応の実技訓練を実施するシミュレータ訓練コースを設定し、実施している。 シミュレータ訓練コースは、対象者の習熟度に応じ、8つのコース（運転基礎研修、BTC初級補完研修、オペレータ養成研修、EOP初級研修、再研修、当直管理者研修、直員連携研修及び特別訓練研修）に分けている。</p>	<p>・保修訓練 保守に関する業務に従事する技術者を主な対象者として、実物と同等な訓練設備により、保修業務に必要な知識の習得及び機器の分解、検査等の実技訓練を実施している。保修訓練コースは、対象者の業務内容に応じ3つのカリキュラム（機械関係、電気・計装関係及び保全全般関係）を設定し、別紙3-2に示すとおり、それぞれ習熟度に応じて2つのコース（保修基礎技術教育1、2）に分けている（⑥-1）。</p> <p>・運転訓練 運転に関する業務に従事する技術者を主な対象者として、実機を模擬したシミュレータ訓練装置により、基本的な起動・停止操作から冷却材喪失事故等、複雑な事故対応の実技訓練を実施している。 シミュレータ訓練コースは、別紙3-2に示すとおり、対象者の習熟度に応じ4つのコース（養成コース、専門コース、管理者コース及びチーム連携訓練）に分けている（⑥-1）。</p> <p>・養成コース 養成コース1：BWRプラント概要、各設備の目的と基本対応操作を習得する。 通常操作コース：プラント起動停止時の各ステップにおける主要機器の起動停止操作及び盤面・パラメータ監視の基本を理解する。 養成コース2：異常時運転操作（事象ベース）での対応操作を理解し、中央制御室での運転に必要な技量を習得する。 起動停止コース：原子炉起動から定格出力到達までの起動工程の理解と一連の起動操作を習得する。 養成コース3：異常時運転操作（徴候ベース）に関する基本知識と挙動を理解し、中央制御室での運転に必要な技量を習得する。 養成コース4：異常時運転操作（事象ベース、徴候ベース）対応を通し、習得した知識・技能を再確認した上で、中央制御室での運転に必要な知識、技能及び主体的な対応を習得する。</p> <p>・専門コース 専門コース1：異常時運転操作（事象ベース、徴候ベース）に関する知識、技能を向上し中央制御室の運転員として必要な総合的技量の向上を図る。 専門コース2：重大事故等に対する理解と特定事象への的確な対応操作、及び異常時運転操作（徴候ベース）の判断と的確な対応操作の向上を図る。 専門コース3：異常時運転操作（徴候ベース、原災法特定事象等）を通し上級職を目指すために必要な技能・知識の向上及び原災法特定事象等へ該当する事象の判断を通</p>	<p>・記載表現の相違</p> <p>・運用の相違 （訓練コースの相違）</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・運用の相違 （女川は当社のシミュレータ訓練装置を使用したコースを設定し、各コースの内容を記載）</p> <p>・記載方針の相違 （女川では各コースの内容を記載）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p>(b) B T Cで行われる訓練</p> <p>発電用原子炉の運転に従事する技術者を主な対象者として、実機を模擬したシミュレータ訓練装置により、基本的な起動・停止操作から冷却材喪失事故等、複雑な事故対応の実技訓練を実施するシミュレータ訓練コースを設定し、実施している。</p> <p>シミュレータ訓練コースは、対象者の習熟度に応じ2つのコース（基準訓練コース、継続訓練コース）に分けている。</p> <p>・基準訓練コース</p> <p>原子炉の基礎理論、発電所の設備及び運転実技の習得のためのコースであり、運転業務に携わる技術者を派遣している。</p> <p>初級Ⅰ：BWRプラント概要、核工学、熱工学、制御工学、安全工学等の基礎理論について習得する。</p> <p>初級Ⅱ：中央制御室での運転に必要な基礎的技量を習得する。</p> <p>中級Ⅱ：中央制御室操作員の上位者として、法令、保安規定等の幅広い運転管理知識を拡充の上、広範囲に及ぶ異常時対応能力（事象ベース、徴候ベース）を習得する。</p> <p>上級Ⅰ：運転責任者として要求される技量を総括的に習得する。</p> <p>上級Ⅱ：運転責任者資格の更新を行う。</p> <p>・継続訓練コース</p>	<p>し指揮・命令の基本事項を習得する。</p> <p>専門コース4：中央制御室の運転員として持つべき技能・知識を再確認し、異常時、事故時の状況判断、指示、命令、通報など運転管理責任者を目指すために必要な技能・知識を理解する。</p> <p>・管理者コース</p> <p>：管理職として、持つべき技能・知識を再確認し、異常時、事故時の状況判断、指示、命令、通報など運転管理責任者に必要な技能・知識の維持向上を図る。</p> <p>・チーム連携訓練</p> <p>：チーム単位での訓練で、異常時運転操作（事象ベース、徴候ベース）を中心に、長期停止に伴う技術の補完及び重大事故等への対応能力向上を目指してチーム内連携の向上を図る。</p> <p>(b) B T Cで行われる訓練</p> <p>原子炉の運転に従事する技術者を主な対象者として、実機を模擬したシミュレータ訓練装置により、基本的な起動・停止操作から冷却材喪失事故等、複雑な事故対応の実技訓練を実施するシミュレータ訓練コースを設定し、実施している。</p> <p>シミュレータ訓練コースは、対象者の習熟度に応じ3つのコース（遠隔講義、基準訓練コース及び継続訓練コース）に分けている。</p> <p>・遠隔講義</p> <p>BWRプラント概要、核工学、熱工学、制御等の基礎理論の習得のためのコース。テレビ会議システムを活用した遠隔講義を設定し、3つのコース（初級Ⅰ入門、初級Ⅰ補機及び初級Ⅰ主機）に分けて実施している。</p> <p>・基準訓練コース</p> <p>原子炉の基礎理論、発電所の設備及び運転実技の習得のためのコースであり、運転業務に携わる技術者を派遣している。</p> <p>中級Ⅰ：異常時対応（事象ベース、徴候ベース）に関する知識・技能を高め、総合的技量の向上を目的とする。</p> <p>中級ⅡS：重大事故等への拡大を防ぐ取組及び重大事故等後の対応について事象を収束させるために必要となる知識及び技能を習得する。</p> <p>上級Ⅰ：運転責任者として要求される技量を総括的に習得する。</p> <p>上級Ⅱ：運転責任者資格の更新を行う。</p> <p>・継続訓練コース</p>	<p>差異理由</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・運用の相違 （女川は当社のシミュレータ訓練装置を使用したコースを設定していることから、B T Cにおける訓練コースは他社と異なる。）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p>通常時、異常時及び緊急時の運転手順に関する知識と技能を習得するためのコース。</p> <p>上級S：炉心損傷事象への拡大を防ぐ取組み、炉心損傷後の対応を復習し、事故時における状況判断（重大事故）の反復学習を行う。</p> <p>f. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、「原子力発電所内訓練施設を活用した研修及び訓練の実績について（令和2年度）」（別紙3-1）（⑥-1）及び「安全性向上対策設備を反映したシミュレータ訓練の実績について」（別紙3-2）（⑥-2、⑥-3）に示すとおり、重大事故等に対処するための訓練を実施している。</p> <p>（a）原子力発電所で行われる訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> 交流電源を供給する設備の機能、海水を使用して発電用原子炉施設を冷却する設備の機能並びに使用済燃料プールを冷却する設備の機能が喪失した場合でも、発電用原子炉施設等の冷却機能の回復を図るために必要な電源及び水源確保等の操作が対応できることを確認するための訓練を実施している。 発電所の被災状況やプラントの状況を共有する情報共有ツールを整備し、訓練において活用している。 全交流動力電源喪失等の重大事故等の状態を想定し、重大事故等への拡大を防ぐ対応及び炉心損傷後の対応について、チーム連携訓練を実施しており、別紙3-2（⑥-2）に実績を示す。 <p>（b）BTCで行われる訓練</p> <p>運転員を対象に、「SA訓練コース（上級）」及び「上級S訓練コース」に参加している。「SA訓練コース（上級）」は、シビアアクシデントにおける挙動の理解、対応についての知識・技能を習得させることを目的としている。</p> <p>g. 運転の経験として、当社で発生したトラブル対応や国内外のトラブル情報の水平展開要否に係る判断等を通じて、トラブルに関する経験や知識についても継続的に積み上げている。これらの情報は全て社内関係箇所へ周知されるが、そのうち、未然防止処置に関する情報として扱う必要があるものは、社内規程に基づき必要な活動を行っている。</p> <p>「不適合等管理基本要領」（別紙3-3）（⑤-1、⑥-4）に未然防止処置の基本的事項について規定し、具体的な未然防止処置の方法については、「島根原子力発電所 未然防止処置手順書」（別紙3-4）（⑤-2、⑥-5）に規定しており、以下に基本的なフローについて示す。</p>	<p>通常時、異常時及び緊急時の運転手順に関する知識と技能を習得するためのコース。</p> <p>中級A：異常時対応（事象ベース、徴候ベース）の基本習熟を重点とする。</p> <p>中級B/交流：通常操作と異常時対応（事象ベース、徴候ベース）の習熟と他電力との交流を通じて総合的な技量の向上を重点とする。</p> <p>中級C：異常時対応（徴候ベース）の実践的訓練を主体とする。また、異常時対応（徴候ベース、シビアアクシデント）を範囲とし、原子力災害対策特別措置法・通報訓練を含む。</p> <p>上級A、D：運転責任者の新規取得のための事前準備をする。</p> <p>SA訓練：重大事故等への拡大を防ぐ取組及び重大事故等後の対応について事象を収束させるために必要となる知識及び技能を習得する。</p> <p>f. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、「原子力発電所内訓練施設を活用した訓練実績（令和2年度）」（別紙3-2）（⑥-1）及び「安全性向上対策設備を反映したシミュレータ訓練の実績について」（別紙3-3）（⑥-2、⑥-3）に示すとおり、重大事故等に対処するための訓練を実施している。</p> <p>（a）原子力発電所で行われる訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> 交流電源を供給する設備の機能、海水を使用して発電用原子炉施設を冷却する設備の機能並びに使用済燃料プールを冷却する設備の機能が喪失した場合でも、発電用原子炉施設等の冷却機能の回復を図るために必要な電源及び水源確保等の操作ができることを確認するための訓練を実施している。 発電所の被災状況やプラントの状況を共有する情報共有ツールを整備し、訓練において活用している。 全交流動力電源喪失等の重大事故等の状態を想定し、重大事故等への拡大を防ぐ対応及び炉心損傷後の対応について、チーム連携訓練を実施しており、別紙3-3に実績を示す（⑥-2）。 <p>（b）BTCで行われる訓練</p> <p>運転員を対象に、「SA訓練コース（上級）」、「中級II S訓練コース」に参加している。これらのコースは、シビアアクシデントにおける挙動の理解、対応についての知識・技能を習得させることを目的としている。</p> <p>g. 国内外の運転経験情報の水平展開要否に係る判断等を通じて、トラブルに関する経験や知識について継続的に積み上げている。これらの情報のうち、「他施設で発生したトラブルは当社では発生させない」という未然防止処置検討の趣旨を踏まえ、未然防止処置に関する情報として扱う必要があるものは、社内規定類に基づき必要な活動を行っている。</p> <p>この活動については、入手した情報について以下の流れで検討することを別紙3-4に示す社内規定類「原子力保安情報処理要領」に定めている（⑤-1、⑥-4）。</p>	<p>・記載表現の相違</p> <p>・運用の相違（訓練コースの相違）</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載方針の相違（島根は規定文書として不適合等管理基本要領を</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p>(a) 情報入手 未然防止処置情報入手箇所の長（課長（技術））は、他施設のトラブル情報等を入手し、管理グレードを付与する。</p> <p>(b) 情報の検討 ア. 未然防止処置情報入手箇所の長は、入手した情報について次に掲げる観点からスクリーニングを実施する。 ・外部要因 ・偶発事象 ・当該業務・原子炉施設に固有の事項 ・事象・対策ともに軽微な事象 等 イ. 未然防止処置情報入手箇所の長は、上記アのスクリーニングの結果、未然防止処置の検討が必要と判断したものについて、対応実施箇所の長へ検討を依頼する。 ウ. 未然防止処置情報入手箇所の長は、上記アのスクリーニングの結果、未然防止処置の検討が不要と判断した情報については、スクリーニング実施書を作成し、管理グレードに応じて、発電所長を委員長とする原子力発電保安運営委員会、又は技術部長を主査とする未然防止処置検討会の審議を受ける。なお、他課との協議を要する情報の場合は、未然防止処置検討会にてスクリーニングを行う。</p> <p>(c) 検討結果の確認 ア. 対応実施箇所の長は、対策要否及び対策を検討し、対策の計画の適切性等について会議体の審議を受ける。 イ. 対応実施箇所の長は、審議結果を計画に反映し、管理グレードに応じた承認者の承認を得る。</p> <p>(d) 処置の実施 ア. 対応実施箇所の長は、対策を実施する。 イ. 対応実施箇所の長は、対策実施状況を管理グレードに応じた承認者の承認を受ける。</p> <p>令和2年度の原子力発電保安運営委員会の開催実績を別紙3-5に示す（⑤-3、⑥-6）。</p> <p>h. 当社は、従来から国内外の原子力施設からトラブル情報の入手、情報交換を行っている。その中で、必要な場合は技術者の派遣を行っている。別紙3-6「過去3年間の海外派遣者実績について」にて派遣実績を示す（⑤-4、⑥-7）。 派遣により入手した情報は、適宜派遣者から報告されている。 国外へ派遣した技術者が収集した情報は、当社原子力発電所の各種業務に活用しており、主な活用例を以下に示す。</p>	<p>(a) 入手情報全てをシステムに登録 本店取りまとめ箇所は運転経験情報を入手し、社内のシステム（設備保全統合管理システム）へ登録する。</p> <p>(b) 一次スクリーニングの実施 本店取りまとめ箇所は原子力情報検討会を開催しスクリーニングを実施し、未然防止処置の検討が必要かどうかを判断する。これらの判断結果については、全て社内のシステムに記録される。</p> <p>(c) 二次スクリーニングの実施 未然防止処置の検討が必要と判断された情報については、発電所の情報検討会にて、改めて詳細調査の要否あるいは対策検討の要否を判断する。</p> <p>(d) 未然防止処置の検討・妥当性の確認 発電所取りまとめ箇所及び設備担当箇所は、詳細な検討を実施し、必要な未然防止処置を実施する。未然防止処置実施箇所は必要な未然防止処置が完了したら社内のシステムにその内容を登録する。またシステムに登録された未然防止処置について、その妥当性を本店の原子力保安情報検討会にて確認し、必要に応じて再検討を依頼する仕組みがある。 このように、入手した情報を全て社内のシステムに登録し、上記の流れに従い当社発電所における未然防止処置に必要な情報が確実に検討、処理される仕組みが構築されている。</p> <p>令和2年度の原子力情報検討会、女川原子力発電所情報検討会及び東通原子力発電所情報検討会の開催実績を別紙3-5に示す。</p> <p>h. 当社は、従来から国内外の原子力施設からトラブル情報の入手、情報交換を行っている。その中で、必要な場合は技術者の派遣を行っている。過去3年間の国外の原子力関係諸施設への派遣実績を別紙3-6に示す（⑤-2、⑥-5）。 派遣により入手した情報は、適宜派遣者から報告されている。 国外へ派遣した技術者が収集した情報は、当社原子力発電所の各種業務に活用しており、主な活用例を以下に示す。</p>	<p>記載） ・運用の相違 （社内のシステムの有無及び未然防止処置の検討体制の相違）</p> <p>・会議体名称の相違</p> <p>・記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p>(活用例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬設備に関する調査 (シビアアクシデント対策の可搬設備の点検について参考資料として活用) リスク情報に関する調査 (リスク情報活用手順の整備にあたって参考資料として活用) 炉内建造物の劣化に関する調査 (炉内建造物についての熱影響や放射線脆化に関する評価の参考資料として活用) <p>今後も継続的に海外からの情報収集及びその活用に努めていく。</p> <p>以上のとおり、本変更に係る設計及び運転等の経験を十分に有しており、今後も継続的に経験を積み上げていく。</p> <p>別紙3-1 原子力発電所内訓練施設を活用した研修及び訓練の実績について（令和2年度） 別紙3-2 安全性向上対策設備を反映したシミュレータ訓練の実績について 別紙3-3 不適合等管理基本要領（抜粋）</p> <p>別紙3-4 島根原子力発電所 未然防止処置手順書（抜粋） 別紙3-5 原子力発電保安運営委員会の開催実績（令和2年度）</p> <p>別紙3-6 過去3年間の海外派遣者実績について</p> <p>(4) 品質保証活動 指針4 設計及び工事に係る品質保証活動</p> <p>事業者において、設計及び工事を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されていること。⑦</p> <p>【解説】</p> <p>1)「構築されている」には、設計及び工事の進捗に合わせて構築する方針が適切に示されている場合を含む。</p> <p>2)「品質保証活動」には、設計及び工事における安全を確保するための最高責任者の方針を定め、品質保証計画に基づき活動の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、監査を含む評価によって継続的な改善が図られる仕組みを含むこと。また、それらの活動が文書化され、管理される仕組みを含むこと。</p>	<p>(活用例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 米国及び中国原子力発電所における施設管理に係るエクセレンスの調査 (定期事業者検査の期間短縮における検討として活用) <p>以上のとおり、本変更に係る設計及び運転等の経験を十分に有しており、今後も継続的に経験を積み上げていく。</p> <p>別紙3-1 ブラント設備の習熟のための保守点検活動</p> <p>別紙3-2 原子力発電所内訓練施設を活用した訓練実績（令和2年度） 別紙3-3 安全性向上対策設備を反映したシミュレータ訓練の実績について</p> <p>別紙3-4 原子力保安情報処理要領（抜粋） 別紙3-5 原子力情報検討会／女川原子力発電所／東通原子力発電所情報検討会の開催実績（令和2年度） 別紙3-6 過去3年間の海外派遣者実績について</p> <p>(4) 品質保証活動 指針4 設計及び工事に係る品質保証活動</p> <p>事業者において、設計及び工事を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されていること。⑦</p> <p>【解説】</p> <p>1)「構築されている」には、設計及び工事の進捗に合わせて構築する方針が適切に示されている場合を含む。</p> <p>2)「品質保証活動」には、設計及び工事における安全を確保するための最高責任者の方針を定め、品質保証計画に基づき活動の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、監査を含む評価によって継続的な改善が図られる仕組みを含むこと。また、それらの活動が文書化され、管理される仕組みを含むこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 派遣実績の相違（国外へ派遣した技術者が収集した情報の活用例の相違） 記載方針の相違（女川は保守点検活動の詳細を別紙に記載） 記載表現の相違 記載方針の相違（島根は規定文書として不適合等管理基本要領を記載） 文書名の相違 会議体名称の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p>3)「体制」には、品質保証活動の取組みの総合的な審議を行う委員会等を必要に応じて含むこと。</p> <p>指針8 運転及び保守に係る品質保証活動</p> <p>事業者において、運転及び保守を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されているか、又は構築される方針が適切に示されていること。⑧</p> <p>【解説】</p> <p>1)「品質保証活動」には、運転及び保守における安全を確保するための最高責任者の方針を定め、品質保証計画に基づき活動の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、監査を含む評価によって継続的な改善が図られる仕組みを含むこと。また、それらの活動が文書化され、管理される仕組みを含むこと。</p> <p>2)「体制」には、品質保証活動の取組みの総合的な審議を行う委員会等を必要に応じて含むこと。</p>	<p>3)「体制」には、品質保証活動の取組みの総合的な審議を行う委員会等を必要に応じて含むこと。</p> <p>指針8 運転及び保守に係る品質保証活動</p> <p>事業者において、運転及び保守を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されているか、又は構築される方針が適切に示されていること。⑧</p> <p>【解説】</p> <p>1)「品質保証活動」には、運転及び保守における安全を確保するための最高責任者の方針を定め、品質保証計画に基づき活動の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、監査を含む評価によって継続的な改善が図られる仕組みを含むこと。また、それらの活動が文書化され、管理される仕組みを含むこと。</p> <p>2)「体制」には、品質保証活動の取組みの総合的な審議を行う委員会等を必要に応じて含むこと。</p>	
<p>本変更に係る設計及び運転等を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されていることを以下に示す。</p> <p>a. 設計及び運転等の品質保証活動の体制</p> <p>(a) 当社における設計及び運転等の各段階における品質保証活動は、原子力発電所の安全を達成、維持及び向上させるために、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」に従い、健全な安全文化を育成し及び維持するための活動、関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の向上を図るための活動を含めた品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善している。</p> <p>この品質マネジメントシステムに基づき品質保証活動を実施するための基本的実施事項について、品質マニュアルとして「保安規定第3条（品質マネジメントシステム計画）」、「原子力品質保証規程」（以下「品証規程」という。）、「原子力品質保証細則」（以下「品証細則」という。）及び「原子力安全管理監査細則」（以下「監査細則」という。）に定めている。</p> <p>(b) これまでは、「原子力発電所における安全のための品質保証規程」（JEAC4111-2009）に基づき品質保証活動を実施してきた。今般の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（以下「品管規則」という。）の施行（令和2年4月1日）を踏まえ、JEAC4111-2009 から追加された要求事項について品質マニュアル及び保安規定の品質マネジメントシステム計画に反映した。追加された要求事項と、これを反映した品質マネジメントシステム計画については、別紙4-1及び別紙4-2に示す（⑦-1、⑧-1）。</p> <p>(c) 当社における品質保証活動については、業務に必要な社内規程を定めるとともに、別紙4-2</p>	<p>本変更に係る設計及び運転等を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されていることを以下に示す。</p> <p>a. 設計及び運転等の品質保証活動の体制</p> <p>(a) 当社における設計及び運転等の各段階における品質保証活動は、原子力発電所の安全を達成、維持及び向上させるために、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（以下「品管規則」という。）に従い、健全な安全文化を育成し及び維持するための活動、関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の向上を図るための活動を含めた「保安規定第3条（品質マネジメントシステム計画）」及び「原子力品質保証規程」を品質マニュアルとして定め、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善している。</p> <p>(b) これまでは、「原子力発電所における安全のための品質保証規程」（JEAC4111-2009）に基づき品質保証活動を実施してきた。今般の品管規則施行（令和2年4月1日）を踏まえ、JEAC4111-2009 から追加された要求事項について原子力品質保証規程及び保安規定の品質マネジメントシステム計画に反映した。追加された要求事項と、これを反映した品質マネジメントシステム計画については、別紙4-1及び別紙4-2に示す（⑦-1、⑧-1）。</p> <p>(c) 当社における品質保証活動については、業務に必要な社内規定類を定めるとともに、別紙4-</p>	<p>・記載方針の相違 （女川では読み替えを行っている）</p> <p>・記載箇所の相違</p> <p>・記載方針の相違 （読み替え済）</p> <p>・記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p>及び別紙4-3に示す文書体系を構築している（⑦-2，⑧-2）。また、文書体系のうち一次文書は、「保安規定第3条（品質マネジメントシステム計画）」、「品証規程」、「品証細則」及び「監査細則」であり、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質マネジメントシステム計画（社長制定） 組織の品質マネジメントシステムを規定する最上位文書であり、品質保証活動を実施するための基本的事項を定めている。この品質マネジメントシステム計画に従い、保安規定に定める各組織の具体的実施事項を、品証規程、品証細則及び監査細則等の社内規程に定めている。 品証規程（社長制定） 品質マネジメントシステム計画に基づき、社長が実施すべき品質方針の設定、マネジメントレビューの実施等の具体的事項を定めている。 品証細則（電源事業本部長制定） 品質マネジメントシステム計画及び品証規程に基づき、実施部門に関する各要求事項として電源事業本部長（管理責任者）が実施すべき方針策定、品質目標の設定等の具体的事項を定めるとともに、各業務を主管する組織の長が発電所の安全を達成・維持・向上するうえでの具体的事項を定めている。 監査細則（内部監査部門長制定） 品質マネジメントシステム計画及び品証規程に基づき、監査部門に関する各要求事項として内部監査部門長（管理責任者）が実施すべき方針策定、品質目標の設定等の具体的事項を定めるとともに、各業務を主管する組織の長が発電所の安全を達成・維持・向上するうえでの具体的事項を定めている。 <p>これらの一次文書に従い、実施部門の管理責任者である電源事業本部長（以下「実施部門の管理責任者」という。）及び監査部門の管理責任者である内部監査部門長（以下「監査部門の責任者」という。）のもと、実施部門である電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築、燃料）、島根原子力発電所及び調達本部及び実施部門から独立した監査部門である内部監査部門（以下「各業務を主管する組織」という。）の長が実施する事項を社内規程に定めている。</p> <p>(d) 各業務を主管する組織の長は、上記の社内規程に基づき、責任をもって個々の業務を実施し、評価確認し、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために必要な記録を作成し管理する（⑦-3，⑧-3）。</p> <p>(e) 品質保証活動に係る体制は、社長を最高責任者（トップマネジメント）とし、実施部門である電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築、燃料）、島根原子力発電所及び調達本部並びに実施部門から独立した監査部門である内部監査部門で構築している。品質保証活動に係る体制を別紙4-4，別紙4-5及び別紙4-6に示す（⑦-4，⑧-4）。</p>	<p>2及び別紙4-3に示す文書体系を構築している（⑦-2，⑧-2）。また、文書体系のうち一次文書は、「品質マネジメントシステム計画」及び「原子力品質保証規程」であり、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質マネジメントシステム計画（社長承認文書） 組織の品質マネジメントシステムを規定する最上位文書であり、品質保証活動を実施するための基本的事項を定めている。この品質マネジメントシステム計画に従い、保安規定に定める各組織の具体的実施事項を、原子力品質保証規程等の社内規定類に定めている。 原子力品質保証規程（社長承認文書） 品質マネジメントシステム計画に基づき、社長が実施すべき品質方針の設定、マネジメントレビューの実施及び管理責任者並びに保安規定に定める各組織の長の具体的事項を定めている。 <p>この原子力品質保証規程に従い、実施部門の管理責任者である原子力本部長（以下「実施部門の管理責任者」という。）及び監査部門の管理責任者である原子力考査室長（以下「監査部門の管理責任者」という。）のもと、実施部門である原子力品質保証室、原子力部、土木建築部、資材部、燃料部、女川原子力発電所及び実施部門から独立した監査部門である原子力考査室（以下「各業務を主管する組織」という。）の長が実施する事項を社内規定類に定めている。</p> <p>(d) 各業務を主管する組織の長は、上記の社内規定類に基づき、責任をもって個々の業務を実施し、評価確認し、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を作成し管理する（⑦-3，⑧-3）。</p> <p>(e) 品質保証活動に係る体制は、社長を最高責任者（トップマネジメント）とし、実施部門である原子力品質保証室、原子力部、土木建築部、資材部、燃料部及び女川原子力発電所（以下「各室部所」という。）並びに実施部門から独立した監査部門である原子力考査室で構築している。品質保証活動に係る体制を別紙4-3に示す（⑦-4，⑧-4）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 文書体系の相違 規程名称の相違 記載表現の相違 規程名称の相違 記載表現の相違 文書体系の相違 記載表現の相違 組織体制の相違 記載表現の相違 組織体制の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p>この体制のうち、調達本部及び電源事業本部（燃料）については、保安規定に定める運転管理、施設管理等の業務を実施する部門ではなく、電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築）及び島根原子力発電所等の実施部門が供給者の技術的能力・品質保証体制等により調達要求事項を満足する調達製品及び役務の供給能力を評価し、その供給者の中から、「調達管理基本要領」に従い、供給者の選定に関する業務（契約業務を含む）を実施する部門である。</p> <p>保安規定に定める運転管理、施設管理等の業務の実施箇所及びこれを支援する箇所を別紙4-5に示す。</p> <p>(f) 社長は、品質マネジメントシステムの最高責任者（トップマネジメント）として原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、実効性を維持することの責任と権限を有し、原子力品質方針及び原子力安全文化醸成に関する基本方針（以下両者をまとめて「品質方針」という。なお、原子力安全文化醸成に関する基本方針は、原子力安全文化醸成方針及びコンプライアンス経営推進宣言により構成している。）を設定している（⑦-5、⑧-5）。設定した品質方針を別紙4-7に示す。この品質方針は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の教訓を踏まえ、「確実な品質保証活動を主体的に行うことで、世界最高水準の原子力安全を目指す」という決意のもと、安全の確保、品質の向上、企業倫理の浸透、透明性の確保を基本として活動することを表明している。また、組織内に伝達され、理解されることを確実にするとともに、要員が健全な安全文化を育成し及び維持することに貢献できるようにするため、社内ポータルサイトに掲載の他に、執務室内に品質方針ポスターを掲示、携帯用の品質方針カードの配付を実施することにより、実施部門及び監査部門の要員に周知している。品質方針の組織内への伝達方法については、別紙4-8に示す（⑦-6、⑧-6）。</p> <p>(g) 実施部門の管理責任者は、社長が設定した品質方針を実施部門の各業務を主管する組織の長へ周知するとともに、年度ごとに品質方針を踏まえて具体的な活動方針である品質目標を設定することを指示している。</p> <p>(h) 各業務を主管する組織の長は、年度ごとに品質方針を踏まえて具体的な活動方針である組織の品質目標を業務計画と整合を取り設定するとともに、この品質目標に基づき品質保証活動を実施している。</p> <p>この品質目標は、電子メールでの配信及び打合せ等により実施部門及び監査部門の要員に周知している。</p> <p>品質方針が変更された場合には、品質目標を見直し、再度、実施部門及び監査部門の要員に設定時と同様の方法により周知している。</p> <p>(i) 各業務を主管する組織の長は、年度業務計画に基づく品質保証活動の実施状況の評価確認するため品質マニュアルに従いマネジメントレビューのインプットに関する情報を作成する。マネジメントレビューのインプット項目については、別紙4-9に示す。実施部門の管理責任者は、電源事業本部部長（原子力品質保証）の補佐を受けて、実施部門の各部署のマネジメントレビューのインプットに関する情報を集約し、評価確認し、マネジメントレビューのインプットとして社長</p>	<p>この体制のうち、資材部については、保安規定に定める運転管理、施設管理等の業務を実施する部門ではなく、原子力部、土木建築部及び女川原子力発電所等の実施部門が供給者の技術的能力・品質保証体制等により調達要求事項を満足する調達製品及び役務の供給能力を評価し、その供給者の中から、「原子力QMS 調達管理要領」に従い、供給者の選定に関する業務（契約業務を含む。）を実施する部門である。</p> <p>保安規定に定める運転管理、施設管理等の業務の実施箇所及びこれを支援する箇所を別紙4-4及び別紙4-5に示す。</p> <p>(f) 社長は、品質マネジメントシステムの最高責任者（トップマネジメント）として原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することの責任と権限を有し、品質方針を設定している（⑦-5、⑧-5）。設定した品質方針を別紙4-6に示す。この品質方針は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、「東日本大震災を含む数多くの教訓・知見を取り入れ、リスクを低減し続けること、安全文化の育成及び維持とたゆまぬPDCA活動に努めることにより、社会からの理解と信頼を得る」という決意のもと、安全最優先の徹底、法令・ルールの遵守、常に問い直し問いかける習慣の定着、情報共有の充実、積極的な改善の実践を行うこととしている。また、組織内に伝達され、理解されることを確実にするとともに、要員が健全な安全文化を育成し及び維持することに貢献できるようにするため、イントラネットへの掲載の他に、執務室内に品質方針ポスターを掲示し、携帯用の品質方針カードの配布を実施することにより、実施部門及び監査部門の要員に周知している（⑦-6、⑧-6）。品質方針の組織内への伝達方法については、別紙4-7に示す。</p> <p>(g) 実施部門の管理責任者は、社長が設定した品質方針を原子力品質保証室長に実施部門内に伝達させるよう指示する。監査部門の管理責任者は、社長が設定した品質方針を監査部門内に伝達する。</p> <p>(h) 各業務を主管する組織の長は、年度ごとに品質方針を踏まえて具体的な活動方針である組織の品質目標を設定するとともに、管理責任者はその設定状況を確認し、組織はこの品質目標に基づき品質保証活動を実施している。</p> <p>この品質目標は、電子メールでの配信及び打合せ等により各室部署及び原子力考査室の要員に周知している。</p> <p>品質方針が変更された場合は、変更された品質方針を実施部門及び監査部門内に伝達するとともに、必要に応じ品質目標を見直し、再度、設定時と同様の方法により周知している。</p> <p>(i) 各業務を主管する組織の長は、品質保証活動の実施状況の評価確認するため、品質マニュアルに従いマネジメントレビューのインプットに関する情報を作成する。マネジメントレビューのインプット項目については、別紙4-3に示す。原子力品質保証室長（事務局）は各室部署のマネジメントレビューのインプットに関する情報を集約し、実施部門の管理責任者である原子力本部長は、その情報を評価確認し、マネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する（⑦-7、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織体制の相違 ・組織体制の相違 ・文書名の相違 ・記載表現の相違 ・記載内容の相違（品質方針の違いを反映していることによる相違） ・プロセスの相違 ・プロセスの相違 ・記載表現の相違 ・記載表現の相違 ・プロセスの相違 ・組織体制の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p>へ報告する（⑦-7、⑧-7）。</p> <p>また、内部監査部門長は、監査部門の管理責任者として、実施部門から独立した立場で内部監査を実施し、評価確認し、別紙4-6に示すとおり監査結果をマネジメントレビューのインプットとして社長へ報告している（⑦-8、⑧-8）。</p> <p>(j) 社長は、管理責任者からの報告内容を基に品質マネジメントシステムの有効性をレビューし、マネジメントレビューのアウトプットを決定する（⑦-9、⑧-9）。</p> <p>管理責任者は、社長からのマネジメントレビューのアウトプットを基に各業務を主管する組織の長に必要な対応を指示する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、マネジメントレビューのアウトプットに対する処置事項及び各業務を主管する組織の品質保証活動の実施状況の評価確認し、次年度の年度業務計画に反映し、活動している。また、管理責任者はそれらの状況を確認している。</p> <p>(k) 電源事業本部長は、実施部門管理責任者として、各部所に共通する事項である品質マニュアル等の社内規程の改訂に関する事項、品質方針の変更提案、マネジメントレビューのインプット及びアウトプットに基づく品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価する。</p> <p>また、島根原子力発電所及び本社の各部所においては、各部所長を委員長とするレビューを実施し、実施部門における品質保証活動に基づく社内規程の改訂に関する事項、年度業務計画（品質目標）及び管理責任者レビューのインプットに関する情報等をレビューする。</p> <p>マネジメントレビュー、管理責任者レビュー及び各部所長レビューの構成、インプットに関する情報等については、別紙4-6及び別紙4-9に示す（⑦-10、⑧-10）。</p> <p>各レビューのアウトプットについては、社長のマネジメントレビューへのインプットとしているほか、品質目標等の業務計画の策定/改訂、社内規程の制定/改訂等により業務へ反映している。</p> <p>さらに、品質マネジメントシステムの有効性を維持・向上させるため、原子力品質保証委員会では、実施部門の品質マネジメントシステム活動の実施状況の評価及び管理（品質方針の改訂、品質目標の設定・達成状況等）に関する事項等を審議し、品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価する。また、QMS推進者会議では、原子力品質保証委員会における審議に先立つ調整や情報共有を行っている。電源事業本部原子力品質保証運営委員会、原子力発電所土木建築関係品質保証運営委員会及び島根原子力発電所品質保証運営委員会では、各部所における品質マネジメントシステム活動の実施状況の評価及び管理（品質目標の設定・達成状況等）に関する事項等を審議し、品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価する。</p>	<p>⑧-7）。</p> <p>また、原子力考査室長は、監査部門の管理責任者として、実施部門から独立した立場で実施部門の品質マネジメントシステムの構築状況及び実施状況を対象として内部監査を実施する。内部監査には、運転管理、施設管理、放射線管理などの主要業務を軸に一定の頻度で確認する監査と社長から指示があった場合に行う臨時監査があり、その結果を評価確認し、別紙4-8に示すとおり監査結果をマネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する（⑦-7、⑧-7）。</p> <p>なお、当社では、実施部門から独立した内部監査部門として、本店に主に課長クラスで構成した原子力考査室を設置している。また、原子力考査室に対しては、原子力考査室員以外の者で構成した監査チームによる監査を行っている。</p> <p>(j) 社長は、管理責任者からの報告内容を基に品質マネジメントシステムの実効性をレビューし、マネジメントレビューのアウトプットを決定する（⑦-8、⑧-8）。</p> <p>管理責任者は、社長からのマネジメントレビューのアウトプットを基に各業務を主管する組織の長に必要な対応を指示する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、年度ごとに品質方針を踏まえて具体的な活動方針である組織の品質目標を設定するとともに、マネジメントレビューのアウトプットに基づく管理責任者の指示事項が発出された場合は、品質目標に反映し、活動している。管理責任者はそれらの状況を確認している。</p> <p>(k) 原子力本部長は、実施部門の管理責任者として、各室部所に共通する事項である品質マニュアルの改訂に関する確認、マネジメントレビューへのインプットの確認及びアウトプットに基づく管理責任者指示事項を発出し、品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価する。</p> <p>また、女川原子力発電所、本店各室部においては、各室部所長によるレビューを実施し、実施部門における品質保証活動に基づく品質マニュアルの改訂に関する事項、品質目標の達成状況、マネジメントレビューのインプットに関する情報等をレビューする。</p> <p>マネジメントレビュー、管理責任者レビュー及び各室部所長レビューの構成、インプットに関する情報等については、別紙4-8に示す（⑦-9、⑧-9）。</p> <p>各室部所長レビューのアウトプットについては、とりまとめて社長のマネジメントレビューのインプットとしているほか、品質目標等の業務計画の策定/改訂、社内規定類の制定/改訂等により業務へ反映している。</p> <p>さらに、品質マネジメントシステムの実効性を維持・向上させるため、本店の原子力安全推進会議では、実施部門の品質マネジメントシステム活動の実施状況の評価及び管理（品質方針の改訂、品質目標の設定・達成状況等）に関する事項等を審議し、品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価する。原子力安全推進会議における審議事項については別紙4-9に示す。また、女川原子力発電所の品質保証会議では、女川原子力発電所における品質マネジメントシステム活動の実施状況の評価及び管理（品質目標の設定・達成状況等）に関する事項等を審議し、品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価する。</p> <p>女川原子力発電所の品質保証会議における審議事項については別紙4-10に示す。</p>	<p>・組織体制の相違</p> <p>・記載方針の相違 （女川では監査部門内のプロセスも記載）</p> <p>・プロセスの相違</p> <p>・組織体制の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・プロセスの相違</p> <p>・組織体制の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p>電源事業本部原子力品質保証委員会、QMS推進者会議及び各部所の品質保証運営委員会が担当する業務内容は、別紙4-10に示す「内部コミュニケーション基本要領」(⑦-11, ⑧-11)のとおりである。</p> <p>原子力品質保証委員会及び各部所の品質保証運営委員会の開催実績については、別紙4-11に示す。(⑦-12, ⑧-12)</p> <p>なお、原子炉施設の保安に関する基本的な重要事項に関しては、本社にて保安規定第6条に基づく原子力発電保安委員会を、また、原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項に関しては、発電所にて保安規定第7条に基づく原子力発電保安運営委員会を開催し、その内容を審議し、審議結果は業務へ反映させる。</p> <p>b. 設計及び運転等の品質保証活動</p> <p>(a) 各業務を主管する組織の長は、設計及び工事を、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針に基づく重要性を基本とした品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度に応じて管理し、実施し、評価を行い、継続的に改善する(⑦-13)。また、製品及び役務を調達する場合は、供給者において品質保証活動が適切に遂行されるよう要求事項(原子力規制委員会の職員による工場等への立入りに関することを含む。)を提示し、製品及び役務やその重要度等に応じたグレード分けに従い調達管理を行う(⑦-14)。</p> <p>供給者に対しては、グレード分けに応じた要求項目の他、法令類からの要求項目や製品等の内容に応じた要求項目を加えた調達要求事項を提示する(⑦-15)。</p> <p>なお、許認可申請等に係る解析業務を調達する場合は、当該業務に係る調達要求事項を追加している。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、調達製品等が調達要求事項を満足していることを、検査及び試験等により検証する(⑦-16)。これらの調達要求事項等の具体的な内容については「工事仕様書」「購入仕様書」「委託仕様書」(以下「仕様書」という。)で明確にしている。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、運転及び保守を適確に遂行するため、品証マニュアルに従い、関係法令等の要求事項を満足するよう個々の業務を計画し、実施し、評価を行い、継続的に改善する。また、製品及び役務を調達する場合は、設計及び工事と同様に管理する。</p> <p>(b) 新規制基準の施行前に調達した製品等は、当時の品質マネジメントシステムに基づき、上記と同様に管理している。</p> <p>これらについても、新規制基準における設備的な要求事項を満足していること(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則への適合性)を確認していく。</p> <p>(c) 各業務を主管する組織の長は、設計及び運転等において不適合が発生した場合、不適合を除去し、再発防止のために原因を特定した上で、原子力安全に対する重要性に応じた是正処置を実施</p>	<p>マネジメントレビュー、管理責任者レビュー及び各室部所長レビューの2019年度及び2020年度の実績を別紙4-11に示す。</p> <p>なお、発電用原子炉施設の保安に関する基本的な重要事項に関しては、本店にて保安規定第6条に基づく原子炉施設保安委員会を、また、発電用原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項に関しては、発電所にて保安規定第7条に基づく原子炉施設保安運営委員会を開催し、その内容を審議し、審議結果を業務へ反映させる。</p> <p>b. 設計及び運転等の品質保証活動</p> <p>(a) 各業務を主管する組織の長は、設計及び工事を、品質マニュアルに従い、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針に基づく重要性を基本とした品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度に応じて管理し、実施し、評価を行い、継続的に改善する(⑦-10)。また、製品及び役務を調達する場合は、供給者において品質保証活動が適切に遂行されるよう要求事項(原子力規制委員会の職員による工場等への立入りに関することを含む。)を提示し、製品及び役務やその重要度等に応じた品質管理グレードに従い調達管理を行う(⑦-11)。</p> <p>供給者に対しては、品質管理グレードに応じた要求項目のほか、法令類からの要求項目や製品等の内容に応じた要求項目を加えた調達要求事項を提示する(⑦-12)。</p> <p>なお、許認可申請等に係る解析業務を調達する場合は、当該業務に係る調達要求事項を追加している。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、調達製品等が調達要求事項を満足していることを、検査及び試験等により検証する(⑦-13)。これらの調達要求事項等の具体的な内容については「工事仕様書」「購入仕様書」「委託仕様書」(以下「仕様書」という。)で明確にしている。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、運転及び保守を適確に遂行するため、品質マニュアルに従い、関係法令等の要求事項を満足するよう個々の業務を計画し、実施し、評価を行い、継続的に改善する。また、製品及び役務を調達する場合は、設計及び工事と同様に管理する。</p> <p>設計及び工事に係る重要度、調達要求事項、品質管理グレード及び調達製品の検証に関する社内規定類を別紙4-12及び別紙4-13に示す。</p> <p>(b) 新規制基準の施行前に調達した製品は、当時の品質マネジメントシステムに基づき、上記と同様に管理している。</p> <p>これらについても、新規制基準における設備的な要求事項を満足していること(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則への適合性)を確認していく。</p> <p>(c) 各業務を主管する組織の長は、設計及び運転等において不適合が発生した場合、不適合を除去し、再発防止のために原因を特定した上で、原子力安全に及ぼす影響に応じた是正処置等を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織体制の相違 ・記載表現の相違 ・会議体名称の相違 ・記載表現の相違 ・記載表現の相違 ・基準の略称の相違 ・記載方針の相違(女川では別紙の呼び込みを記載している) ・記載表現の相違 ・記載表現の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p>する。</p> <p>不適合の処置及び是正処置については、別紙4-5及び別紙4-13に示す（⑦-17、⑧-13）。また、製品及び役務を調達する場合は、供給者においても不適合管理が適切に遂行されるよう要求事項を提示し（⑦-18、⑧-14）、不適合が発生した場合には、各業務を主管する組織は社内規程に従ってその実施状況を確認する。</p> <p>c. 品質保証活動の強化</p> <p>当社は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故のような極めて深刻な事故を起こさないために、「確実な品質保証活動を主体的に行うことで、世界最高水準の原子力安全を目指す」という決意を品質方針に示している。設定した品質方針を別紙4-7に示す。</p> <p>上記のとおり、品質保証活動に必要な文書を定め、品質保証活動に関する計画、実施、評価及び改善を実施する仕組み及び役割を明確化した体制を構築している。</p> <p>別紙4-1 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則を踏まえた品質マネジメントシステム計画について</p> <p>別紙4-2 島根原子力発電所原子炉施設保安規定（抜粋）</p> <p>別紙4-3 品質マネジメントシステム文書体系</p> <p>別紙4-4 原子力品質保証規程（抜粋）</p> <p>別紙4-5 原子力品質保証細則（抜粋）</p> <p>別紙4-6 原子力安全管理監査細則（抜粋）</p> <p>別紙4-7 品質方針（抜粋）</p> <p>別紙4-8 品質方針の組織内への伝達方法について</p> <p>別紙4-9 マネジメントレビュー基本要領（抜粋）</p> <p>別紙4-10 内部コミュニケーション基本要領（抜粋）</p> <p>別紙4-11 委員会等の開催実績</p> <p>別紙4-12 調達管理基本要領（抜粋）</p> <p>別紙4-13 不適合等管理基本要領（抜粋）</p> <p>（5）教育・訓練</p> <p>指針9 技術者に対する教育・訓練</p> <p>事業者において、確保した技術者に対し、その専門知識及び技術・技能を維持・向上させるための教育・訓練を行う方針が適切に示されていること。⑨</p>	<p>する。</p> <p>不適合の処置及び是正処置等については、別紙4-3及び別紙4-14に示す（⑦-14、⑧-10）。また、製品及び役務を調達する場合は、供給者においても不適合管理が適切に遂行されるよう仕様書にて要求事項を提示し（⑦-15、⑧-11）、不適合が発生した場合には、各業務を主管する組織はその実施状況を「原子力QMS 改善措置活動要領」に従って確認する。</p> <p>上記のとおり、品質保証活動に必要な文書を定め、品質保証活動に関する計画、実施、評価及び改善を実施する仕組み及び役割を明確化した体制を構築している。</p> <p>別紙4-1 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則を踏まえた品質マネジメントシステム計画について</p> <p>別紙4-2 女川原子力発電所 原子炉施設保安規定（抜粋）</p> <p>別紙4-3 原子力品質保証規程（抜粋）</p> <p>別紙4-4 原子力QMS プロセス適用要領（抜粋）</p> <p>別紙4-5 原子力QMS 責任および権限要領（抜粋）</p> <p>別紙4-6 原子力安全に関する品質方針</p> <p>別紙4-7 品質方針の組織内への伝達方法</p> <p>別紙4-8 原子力QMS マネジメントレビュー要領（抜粋）</p> <p>別紙4-9 組織規程運用基準（抜粋）</p> <p>別紙4-10 品質保証会議要領書（抜粋）</p> <p>別紙4-11 マネジメントレビュー、管理責任者レビュー及び各室部長レビューの実績</p> <p>別紙4-12 原子力QMS 品質に係る重要度分類要領（抜粋）</p> <p>別紙4-13 原子力QMS 調達管理要領（抜粋）</p> <p>別紙4-14 原子力QMS 改善措置活動要領（抜粋）</p> <p>（5）教育・訓練</p> <p>指針9 技術者に対する教育・訓練</p> <p>事業者において、確保した技術者に対し、その専門知識及び技術・技能を維持・向上させるための教育・訓練を行う方針が適切に示されていること。⑨</p>	<p>・記載表現の相違</p> <p>・記載方針の相違（品質保証活動の強化に記載の内容は、女川では既に品質方針に取り込まれているため、項目として記載はしていない）</p> <p>・発電所名の相違</p> <p>・引用文書の相違</p> <p>・文書名の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・引用文書の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・引用文書の相違</p> <p>・文書名の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p>確保した技術者に対し、その専門知識及び技術・技能を維持・向上させるための教育・訓練を行う方針を以下に示す。</p> <p>a. 技術者は、原則として入社後一定期間、当社原子力発電所等において、別紙5-1に示すとおり、原子力発電所の仕組み、発電所各系統の構成機器に関する基礎知識及び安全衛生に関する基礎知識等の教育・訓練を受け、原子力発電に関する基礎知識を習得する（⑨-1）。</p> <p>新入社員が受講する教育・訓練は、社内規定「原子力部門 技術系新入社員基礎教育手順書」（別紙5-2）に定めている（⑨-2）。</p> <p>その後、配属された各部門にて、教育・訓練を行っていく。原子力部門の技術者が受講する教育・訓練は、社内規定「原子力部門 教育訓練手順書」（別紙5-3）に定めている（⑨-3）。</p> <p>また、実務を通じた教育・訓練として日常教育を実施している。日常教育では、運転及び保守における基礎知識の習得、作業安全の基礎知識の習得等を行う。</p> <p>b. 教育・訓練については、別紙5-4の保安規定第3条（品質マネジメントシステム計画）「6. 2 要員の力量の確保および教育訓練」で示すとおり、品質マネジメントシステム文書体系に要求事項を定めている（⑨-4）。この要求事項を踏まえ、別紙5-5で示す社内規定「力量および教育訓練基本要領」において、品質マネジメントシステム計画における要求事項を具体的に規定している（⑨-5）。</p> <p>これらの要求事項を受けて、別紙5-3で示す社内規定「原子力部門 教育訓練手順書」において具体的な運用要領を定めており、教育・訓練の運用を品質マネジメントシステム体系の中で規定している。これらの運用に関する規定に基づき、原子力部門の技術者に対し、必要な教育・訓練を実施している。令和2年度の島根原子力発電所の教育訓練実績及び保安教育実績の抜粋を別紙5-6及び別紙5-7に示す（⑨-6、⑨-7）。</p> <p>以上のとおり、確保した技術者に対しその専門知識及び技術・技能を維持・向上させるため、教育・訓練に関する社内規程を策定し、必要な教育・訓練を行う。</p> <p>なお、当社訓練施設は当社のみならず、協力会社の教育・訓練にも活用できるよう研修設備の提供を行っており、発電所の保守点検業務等を行う協力会社社員の専門知識・技能の向上を支援している。</p> <p>c. 島根原子力発電所では、原子力安全の達成に必要な技術的能力を維持・向上させるため、保安規定等に基づき、対象者、教育内容、教育時間及び教育実施時期について教育の実施計画を策定し、それに従って教育を実施する。</p> <p>また、島根原子力発電所では、発電所の運営に直接携わる運転、保全、放射線管理、化学管理、燃料管理等に関する業務の技術者に対して、別紙5-5に示すとおり、力量認定制度を設けている。力量認定制度では、業務を遂行する上で必要な具体的な力量を明確にし、各階層に応じた認定基準、認定方法及び評価方法に関して要領に定めている。</p> <p>業務に対する必要な力量の認定にあたっては、力量教育の習得、技能の発揮、経験の期間によるこ</p>	<p>確保した技術者に対し、その専門知識及び技術・技能を維持・向上させるための教育・訓練を行う方針を以下に示す。</p> <p>a. 技術者は、原則として入社後一定期間、当社原子力発電所において、別紙5-1に示すとおり、原子力発電所の仕組み、放射線管理等の基礎教育・訓練、機器配置、プラントシステム等の現場教育・訓練を受け、原子力発電に関する基礎知識を習得する（⑨-1）。</p> <p>新入社員が受講する教育・訓練は以下のとおり。</p> <p>法定の安全教育、作業安全に必要な基本的事項の習得、お客様意識の醸成、発電所設備の構造、機能に関する知識及び運転、保守に関する技能など基礎の習得等</p> <p>その後、配属された各部門にて、教育・訓練を行っていく。原子力部門の技術者が受講する教育・訓練は、別紙5-2に示す社内規定類「原子力部門教育訓練指針」に定めている（⑨-2）。</p> <p>また、実務を通じた教育・訓練として日常教育を実施している。日常教育では、運転及び保守における基礎知識の習得、作業安全の基礎知識の習得等を行う。</p> <p>b. 教育・訓練については、保安規定第3条（品質マネジメントシステム計画）「6. 資源の管理」（別紙5-3）（⑨-3）で示すとおり、品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）文書体系における1次文書としての要求事項を定めている。この要求事項を踏まえ、社内規定類「原子力QMS 力量、教育・訓練および認識要領」（別紙5-4）（⑨-4）において、品質マネジメントシステム計画における要求事項を具体的に規定している。</p> <p>これらの要求事項を受けて、社内規定類「原子力部門教育訓練実施要領」（別紙5-5）（⑨-5）においては具体的な運用要領を、社内規定類「保安教育実施要領書」（別紙5-6）（⑨-6）においては保安教育の運用要領を定めており、教育・訓練の運用をQMS体系の中で規定している。これらの運用に関する規定に基づき、教育・訓練を実施している。令和2年度の女川原子力発電所の教育訓練実績及び保安教育実績の抜粋を別紙5-7及び別紙5-8に示す（⑨-7、⑨-8）。</p> <p>以上のとおり、確保した技術者に対しその専門知識及び技術・技能を維持・向上させるため、教育・訓練に関する社内規定類を策定し、必要な教育・訓練を行う。</p> <p>なお、当社訓練施設は当社のみならず、協力会社の教育・訓練にも活用できるよう研修設備の提供等を行っており、発電所の保守点検業務等を行う協力会社社員の専門知識・技能の向上を支援している。</p> <p>c. 女川原子力発電所においては、原子力安全の達成に必要な技術的能力を維持・向上させるため、保安規定等に基づき、対象者、教育内容、教育時間及び教育実施時期について教育の実施計画を策定し、それに従って教育を実施する（⑨-3）。</p> <p>また、女川原子力発電所では、必要となる教育及び訓練とその対象者として発電所の運営に直接携わる運転、保守、放射線管理、化学管理、燃料管理等に関する業務の技術者に対して力量評価制度を設けている。力量評価では、業務を遂行する上で必要な力量を教育・訓練に関する要領に定め、評価を実施する。また、必要な力量が不足している場合には、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を実施する。</p>	<p>・運用の相違 （新入社員の教育項目の相違） ・記載方針の相違（島根では教育内容は別紙にて示している） ・文書名の相違</p> <p>・記載表現の相違 ・文書名の相違</p> <p>・文書名の相違 ・文書体系の相違</p> <p>・発電所名の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・発電所名の相違</p> <p>・記載表現の相違 ・運用の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p>ととし、各項目の認定基準に基づき認定することにより、技術者の階層及び能力に応じた教育・訓練を実施している。</p> <p>教育訓練プログラムの概要を別紙5-8に示す（㊟-8）。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、設計基準を超える事象が発生し、炉心溶融、さらには広域に大量の放射性物質を放出させるという深刻な事故となったことを踏まえ、重大事故等対処設備に関わる知識・スキルの習得に併せて、プラント冷却系統等重要な施設の設計や許認可、運転、保守に精通する技術者や、耐震技術、安全評価技術等専門分野の技術者を育成して、原子力安全の確保、技術力の向上を図る取組みも進めている。</p> <p>d. 技術者の教育・訓練は、当社原子力発電所の訓練施設のほか、国内の原子力関係機関（BTC、一般社団法人原子力安全推進協会及び東京大学大学院工学系研究科原子力専攻等）において、各職能、目的に応じた実技訓練や机上教育を計画的に実施し、一般及び専門知識・技能の習得及び習熟に努める。過去5年間の社外教育訓練受講者の実績を別紙5-9に示す（㊟-9）。</p> <p>当社内の講師、訓練施設だけでなく、社外の講師、訓練施設に積極的に社員を派遣することにより、訓練等で得た知識・操作能力を高め、必要ならば当社の教育訓練項目の改善を図ること等の対策がとれること、当社の訓練施設で模擬できない施設に関する訓練を経験することにより、より幅広い技術的能力の習得が可能となること等の効果が得られていると考えている。</p> <p>e. 本変更に係る業務に従事する技術者の他、原子力防災組織において必要な事務系社員及び協力会社社員に対しては、各役割に応じた自然災害等発生時、重大事故等発生時の対応に必要な技能の維持と知識の向上を図るため、計画的、かつ継続的に教育・訓練を実施する。</p> <p>なお、島根原子力発電所に勤務する事務系社員に対しては、従来から保安規定に定める以下の保安教育を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所時に実施する教育 <p>関係法令及び保安規定の遵守に関すること、原子炉施設の構造、性能に関すること、非常の場合に講ずべき処置の概要</p> ・その他反復教育 <p>関係法令及び保安規定の遵守に関すること、非常の場合に講ずべき処置に関すること</p> <p>これは、原子力発電所で働く全所員に対し、関係法令及び保安規定の遵守を徹底すること、及び非常時においては事務系社員も原子力防災組織における要員の一部であり、必要な知識、技量を教育・訓練により習得、維持する必要があることから、事務系社員も教育・訓練の対象者としている。ま</p> 	<p>教育・訓練に当たっては、知識及び技能に応じた教育訓練コースの設定及び配属後の年数や職位に応じた区分を設定することにより、技術者の能力に応じた教育・訓練を実施している。</p> <p>教育訓練プログラムの概要を別紙5-9に示す（㊟-9）。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、設計基準を超える事象が発生し、炉心溶融、さらには広域に大量の放射性物質を放出させるという深刻な事故となったことを踏まえ、重大事故等対処設備に関わる知識・スキルの習得に併せて、プラント冷却系統等重要な施設の設計や許認可、運転、保守に精通する技術者や、耐震技術、安全評価技術等専門分野の技術者を育成して、原子力安全の確保、技術力の向上を図る取組みも進めている。</p> <p>また、重大事故等対策に使用する資機材及び手順書を用いた訓練を実施しており、訓練により得られた改善点等を適宜反映することとしている。重大事故等対策に使用する資機材及び手順書を用いた訓練を別紙5-10に示す（㊟-10）。</p> <p>d. 技術者の教育・訓練は、当社原子力発電所の訓練施設のほか、国内の原子力関係機関（BTC、一般社団法人原子力安全推進協会、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、日本原子力発電株式会社等）（㊟-11）において、各職能、目的に応じた実技訓練や机上教育を計画的に実施し、一般及び専門知識・技能の習得及び習熟に努める。過去5年間の社外教育訓練受講者の実績を別紙5-11（㊟-11）に示す。</p> <p>当社内の講師、訓練施設だけでなく、社外の講師、訓練施設に積極的に社員を派遣することにより、訓練等で得た知識、操作能力を高め、必要ならば当社の教育訓練項目の改善を図ること等の対策がとれること、当社の訓練施設で模擬できない施設に関する訓練を経験することにより、より幅広い技術的能力の習得が可能となること等の効果が得られていると考えている。</p> <p>e. 本変更に係る業務に従事する技術者、事務系社員及び協力会社社員に対しては、各役割に応じた自然災害等発生時、重大事故等発生時の対応に必要な技能の維持と知識の向上を図るため、計画的、かつ継続的に教育・訓練を実施する。自然災害発生時、重大事故等発生時の教育・訓練を別紙5-10（㊟-12）に示す。</p> <p>なお、女川原子力発電所に勤務する事務系社員に対しては、従来から保安規定に定める以下の保安教育を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所時に実施する教育： <p>関係法令及び保安規定の遵守に関すること、原子炉施設の構造、性能に関すること、非常の場合に講ずべき処置の概要</p> ・その他反復教育： <p>関係法令及び保安規定の遵守に関すること、非常の場合に講ずべき処置に関すること</p> <p>これは、原子力発電所で働く全所員に対し、原子炉等規制法に関連する法令の遵守を徹底すること、及び非常時においては事務系社員も原子力防災組織における要員の一部であり、必要な知識、技量を教育により習得、維持する必要があることから事務系社員も保安教育の対象者としている。ま</p> 	<p>差異理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練実績の相違 ・社外教育訓練の受講実績の相違 ・記載表現の相違 ・記載表現の相違 ・記載方針の相違（女川では教育・訓練実績を別紙で示している） ・発電所名の相違 ・記載表現の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p>た、原子力発電所で働く協力会社社員に対しては、原子炉施設の構造、性能に関すること、非常の場合に講ずべき処置に関すること、関係法令及び保安規定の遵守に関することについて、従来からの保安教育として要求し、実施していることを確認している。</p> <p>f. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以降、島根原子力発電所では重大事故等対処設備等を整備し、重大事故等に対処する要員の体制整備を進めている。これら重大事故等対処設備等を効果的に活用し、適切な事故対応が行えるよう訓練を繰り返し行うことにより、重大事故等に対処する要員の技術的能力の維持向上を図っている。</p> <p>訓練の実施にあたっては、訓練の種類に対応する対象者、訓練内容等を定め、訓練の結果、改善すべき事項が抽出されれば、速やかに検討を行うこととしている。別紙5-10（@-10）に令和元年度及び令和2年度の訓練回数を示す。また、訓練において抽出された課題の具体例を別紙5-11に示す。</p> <p>今後も引き続き重大事故等対処設備等の整備及び重大事故等に対処する要員の体制整備を進めると共に、複数の事象が発生した場合においても適切な事故対応が行えるよう総合的な訓練を計画・実施していく。</p> <p>g. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓として緊急時対応力の強化にとどまらず幅広く技術力全般の底上げの必要性を認識し、以下の現場力の強化に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社の訓練施設においてポンプ、電動機、弁等様々な直営訓練を実施し、技術力の向上に努めている。 ・現場作業における災害の防止を図るため、物品の比重及び重心位置の体感研修、若年者作業安全教育により安全意識の向上に努めている。 ・自ら実施する業務及び委託で実施する作業において、安全確保、不安全行為に対する指摘、リスクの予測ができるようにするため、危険物取扱者（乙種第4類）、酸素欠乏危険作業主任者等、作業安全に密接に関係する資格について、積極的に取得を進めている。 ・原子力発電所の事故時の物理挙動やプラント挙動を理解するため、原子力発電設備における物理挙動やプラント挙動をパソコン上で確認できるシミュレータを活用し、教育・訓練を実施している。 <p>h. 技術者に対する教育・訓練は、教育・訓練の結果から評価改善し、継続的な改善を行うことで技術力の向上を図る。また、WANO（世界原子力発電事業者協会）ピアレビュー等の第三者レビュー、国内外の原子力事業者や他産業のベンチマークを通じて得られた知見についても、教育・訓練の改善につなげる。</p> <p>以上のとおり、本変更に係る技術者に対する教育・訓練を実施し、その専門知識及び技術・技能を維持・向上させる取組みを計画的かつ継続的に実施する方針である。</p> <p>別紙5-1 令和2年度 新入社員教育 年間教育スケジュール 別紙5-2 原子力部門 技術系新入社員基礎教育手順書（抜粋）</p>	<p>た、原子力発電所で働く協力会社社員に対しては、原子炉施設の構造・性能に関すること、非常の場合に講ずべき処置に関すること、関係法令及び保安規定の遵守に関することについて、従来からの保安教育として要求し、実施していることを確認している。</p> <p>f. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以降、女川原子力発電所では重大事故等対処設備等を整備し、重大事故等に対処する要員の体制整備を進めている。これら重大事故等対処設備等を効果的に活用し、適切な事故対応が行えるよう訓練を繰り返し行うことにより、重大事故等に対処する要員の技術的能力の維持向上を図っている。</p> <p>訓練の実施にあたっては、訓練の種類に対応する対象者、訓練内容等を定め、訓練の結果、改善すべき事項が抽出されれば、速やかに検討を行うこととしている。別紙5-12に令和元年度及び令和2年度の訓練回数を示す。また、訓練において抽出された課題の具体例は別紙5-13に示す。</p> <p>今後も引き続き重大事故等対処設備等の整備及び重大事故等に対処する要員の体制整備を進めると共に、複数の事象が発生した場合においても適切な事故対応が行えるよう総合的な訓練を計画・実施していく。</p> <p>g. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓として緊急時対応力の強化にとどまらず幅広く技術力全般の底上げの必要性を認識し、以下の現場力の強化に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社原子力発電所内の訓練施設においてポンプ、電動機、弁等様々な直営作業訓練を実施し、技術力の向上に努めている。 ・現場作業における災害の防止を図るため、感電体感、飛来・落下物衝撃体感等危険体感教育により安全意識の向上に努めている。 ・自ら実施する業務及び委託で実施する作業において、安全確保、不安全行為に対する指摘、リスクの予測ができるようにするため、危険物取扱者（乙種第4類）、酸素欠乏危険作業主任者等、作業安全に密接に関係する資格について、積極的に取得を進めている。 ・原子力発電所の起動、運転、停止等の通常時及び事故時の物理挙動やプラント挙動を理解するため、原子力発電設備における物理挙動やプラント挙動をパソコン上で確認できるプラントシミュレータを導入している。 <p>h. 技術者に対する教育・訓練は、教育・訓練の結果から評価改善し、継続的な改善を行うことで技術力の向上を図る。また、WANO（世界原子力発電事業者協会）ピアレビュー等の第三者レビュー、国内外の原子力事業者や他産業のベンチマークを通じて得られた知見についても、教育・訓練の改善につなげる。</p> <p>以上のとおり、本変更に係る技術者に対する教育・訓練を実施し、その専門知識及び技術・技能を維持・向上させる取組を行っている。</p> <p>別紙5-1 令和3年度新入社員教育年間計画</p>	<p>・発電所名の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・訓練実績の相違</p> <p>・訓練実績の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載方針の相違（島根</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p>別紙5-3 原子力部門 教育訓練手順書（抜粋） 別紙5-4 島根原子力発電所原子炉施設保安規定（抜粋） 別紙5-5 力量および教育訓練基本要領（抜粋）</p> <p>別紙5-6 訓練施設等における教育訓練実績（令和2年度） 別紙5-7 島根原子力発電所 保安教育実績（令和2年度） 別紙5-8 教育訓練プログラムの概要</p> <p>別紙5-9 島根原子力発電所における各年度の社外教育訓練受講実績 別紙5-10 島根原子力発電所における重大事故等対応に関する訓練実績 別紙5-11 重大事故等対応訓練において抽出した課題とその改善活動の例</p> <p>（6）有資格者等の選任・配置 指針10 有資格者等の選任・配置</p> <p>事業者において、当該事業等の遂行に際し法又は法に基づく規則により有資格者等の選任が必要となる場合、その職務が適切に遂行できるよう配置されているか、又は配置される方針が適切に示されていること。⑩</p> <p>【解説】 「有資格者等」とは、原子炉主任技術者免状若しくは核燃料取扱主任者免状を有する者又は運転責任者として基準に適合した者をいう。</p> <p>島根原子力発電所の運転に際して必要となる有資格者等については、その職務が適切に遂行できる者の中から選任し、配置していることを以下に示す。</p> <p>a. 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第95条では、発電用原子炉主任技術者は、原子炉主任技術者免状を有する者のうち、発電用原子炉施設の工事又は施設管理に関する業務、運転に関する業務、設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務、燃料体の設計又は管理に関する業務の実務経験を3年以上有する者の中から発電用原子炉ごとに選任することが定められている。</p>	<p>別紙5-2 原子力部門教育訓練指針（抜粋） 別紙5-3 女川原子力発電所原子炉施設保安規定（抜粋） 別紙5-4 原子力QMS 力量、教育・訓練および認識要領（抜粋） 別紙5-5 原子力部門教育訓練実施要領（抜粋） 別紙5-6 保安教育実施要領書（抜粋） 別紙5-7 教育訓練実績（令和2年度） 別紙5-8 女川原子力発電所保安教育実績（令和2年度） 別紙5-9 教育訓練プログラムの概要 別紙5-10 女川原子力発電所2号炉 重大事故等対策の対処に係る教育及び訓練について（抜粋）</p> <p>別紙5-11 女川原子力発電所における各年度の社外教育訓練受講実績 別紙5-12 女川原子力発電所における重大事故等対応に関する訓練実績 別紙5-13 重大事故等対応訓練において抽出した課題とその改善活動の例</p> <p>（6）有資格者等の選任・配置 指針10 有資格者等の選任・配置</p> <p>事業者において、当該事業等の遂行に際し法又は法に基づく規則により有資格者等の選任が必要となる場合、その職務が適切に遂行できるよう配置されているか、又は配置される方針が適切に示されていること。</p> <p>【解説】 「有資格者等」とは、原子炉主任技術者免状若しくは核燃料取扱主任者免状を有する者又は運転責任者として基準に適合した者をいう。</p> <p>女川原子力発電所の運転に際して必要となる有資格者等については、その職務が適切に遂行できる者の中から選任し、配置していることを以下に示す。</p> <p>a. 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第95条では、発電用原子炉主任技術者は、原子炉主任技術者免状を有する者のうち、発電用原子炉施設の施設管理に関する業務、運転に関する業務、設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務、燃料体の設計又は管理に関する業務の実務経験を3年以上有する者の中から発電用原子炉ごとに選任することが定められている。 女川原子力発電所の発電用原子炉主任技術者は、上記の実務経験に関する要求に適合している者の中から職務経験期間を考慮し、以下のとおり原子炉ごとに適切に選任している。</p>	<p>では教育内容は別紙にて示している）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書名の相違 ・発電所名の相違 ・文書名の相違 ・文書体系の相違 <p>・発電所名の相違</p> <p>・記載方針の相違（女川では教育・訓練実績を別紙で示している）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所名の相違 <p>・発電所名の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載表現の相違 <p>・記載方針の相違（女川では現在の発電用原子炉主任技術者の実務経験</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p>(a) 実務経験について 島根原子力発電所の発電用原子炉主任技術者は、上記の実務経験に関する要求に適合している者の中から職務経験期間を考慮し、以下のとおり原子炉ごとに適切に選任する。</p> <p>(b) 職務能力について 保安規定では、発電用原子炉主任技術者の選任は電源事業本部参事以上の者の中から電源事業本部長が行うことを定めている。 電源事業本部における参事以上は、マネージャー（原子力人材育成センター所長含む）以上の職位が該当し、所管する組織（部又はグループ）の管理責任者として所管業務を統括・推進するとともに、必要に応じて関係者に対し指導・調整並びに専門的な立場からの連携・援助等を行う能力を有する者として、電源事業本部長等がその職位への配置を決定した者である。 このため、電源事業本部参事以上であれば、一般的な職務遂行能力はすでに有していると考えられる。電源事業本部長は、原子力部門の業務内容を踏まえ、電源事業本部参事以上の者の中から、保安規定に定める原子炉主任技術者の職務を遂行できる能力を有する者を、発電用原子炉主任技術者としての選任要件に該当する職務経歴を踏まえ、原子炉主任技術者として選任する。</p> <p>(c) 発電用原子炉ごとの選任について 島根原子力発電所では、島根原子力発電所2号炉に、原子炉主任技術者免状を有する者を、発電用原子炉主任技術者として1名配置する。</p> <p>b. 発電用原子炉主任技術者は、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行い、保安のための職務が適切に遂行できるよう独立性を確保するために、電源事業本部長が選任し配置する。このことにより、発電用原子炉主任技術者は発電所長からの解任や配置の変更を考慮する必要がなく、保安上必要な場合は運転に従事する者（発電所長を含む。）へ必要な指示を行うことができることから、独立性を確保できている。 発電用原子炉主任技術者が他の職位と兼務する場合は、保安に関する職務からの判断と発電用原子炉主任技術者としての判断が相反する職務とならない品質保証部又は原子力人材育成センターの管理者とする。 発電用原子炉主任技術者と兼務できる職位の考え方を以下に示す。</p> <p>(a) 上位職位者との関係における発電用原子炉主任技術者の独立性の確保 発電用原子炉主任技術者の職務である保安の監督に支障をきたすことがないよう、上位職位者である発電所長との関係において独立性を確保するために、島根原子力発電所における発電用原子炉主任技術者の選任にあたっては、発電所長の人事権が及ばない電源事業本部長が選任する。</p> <p>(b) 職位（職務）に基づく判断における発電用原子炉主任技術者の独立性の確保</p>	<p>(a) 実務経験について 女川原子力発電所2号炉では平成30年7月1日付で発電用原子炉主任技術者を配置している。女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉主任技術者の主な実務経験は、以下のとおり。 ・本店及び女川原子力発電所において、炉心設計、炉心性能管理を18年5か月従事したことから、第2項第四号「発電用原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務に従事した期間」に含まれると考えられる。 以上から、女川原子力発電所発電用原子炉主任技術者は、第2項の選任要件に適合している。</p> <p>(b) 職務能力について 保安規定では、発電用原子炉主任技術者は社長が選任することを定めている。 また、職位は、発電用原子炉主任技術者であり、保安規定に定める職務を専任することを定めている。 女川原子力発電所における発電用原子炉主任技術者は、特別管理職が該当し、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を行うとともに、必要に応じて関係者に対し指導・調整並びに専門的な立場からの連携・援助等を行う能力を有する者として、社長がその職位への配置を決定した者である。 社長は、業務内容を踏まえ、特別管理職の中から、保安規定に定める発電用原子炉主任技術者の職務を遂行できる能力を有する者を、発電用原子炉主任技術者としての選任要件に該当する職務経歴を踏まえ、発電用原子炉主任技術者として選任する。</p> <p>(c) 発電用原子炉ごとの選任について 女川原子力発電所では、女川原子力発電所2、3号炉に、原子炉主任技術者免状を有する者を、発電用原子炉主任技術者として1名ずつ配置している。</p> <p>b. 発電用原子炉主任技術者は、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行い、保安のための職務が適切に遂行できるよう独立性を確保するために、発電所長の人事権が及ばない社長が選任し配置する。このことにより、発電用原子炉主任技術者は発電所長からの解任や配置の変更を考慮する必要がなく、保安上必要な場合は運転に従事する者（発電所長を含む。）へ必要な指示を行うことができることから、独立性を確保できている。</p> <p>(a) 上位職位者との関係における発電用原子炉主任技術者の独立性の確保 発電用原子炉主任技術者の職務である保安の監督に支障をきたすことがないよう、上位職位者である発電所長との関係において独立性を確保するために、女川原子力発電所における発電用原子炉主任技術者の選定にあたっては、発電所長の人事権が及ばない社長が選任する。</p> <p>(b) 職位に基づく判断における発電用原子炉主任技術者の独立性の確保</p>	<p>を具体的に記載している）</p> <p>・運用の相違（各主任技術者の選任条件及び職務の相違（女川は専任））</p> <p>・発電所名の相違 ・記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・発電所名の相違 ・記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p>発電用原子炉主任技術者を発電所の職位（職務）と兼務させる場合、平常時及び非常時において、その職位（職務）に基づく判断と、発電用原子炉主任技術者としての保安の監督を誠実にを行うための判断が相反する立場になることが予想される職位（職務）への配置は除く必要がある。</p> <p>このため、保安規定で定める保安に関する職務を確認した結果、島根原子力発電所原子炉施設の運転に直接権限を有する職位（職務）を兼務した場合、運転保守における権限を優先してしまい、発電用原子炉主任技術者の職務である保安の監督を適切に行えない可能性があると考えられる。</p> <p>一方、島根原子力発電所原子炉施設の運転に直接権限を有しない職位（職務）を兼務した場合は、自分の職務と発電用原子炉主任技術者の職務である保安の監督との直接的な関連がないことから適切に職務を遂行できると考えられる。このため発電用原子炉主任技術者は、島根原子力発電所原子炉施設の運転に直接権限を有しない品質保証部の部長、課長又は原子力人材育成センターの所長との兼務は可能と考えられる。</p> <p>なお、兼務可能と判断した職位（職務）について、組織改正に伴う保安に関する職務の変更又は法令等の改正による規制要求の変更などがあった場合は適宜、見直す。</p> <p>c. 発電用原子炉主任技術者不在時においても、発電用原子炉施設の運転に関し保安上必要な指示ができるよう、代行者を発電用原子炉主任技術者の選任要件を満たす課長以上から選任し、職務遂行に万全を期している。必要な代行者数について以下に示す。</p> <p>必要となる発電用原子炉主任技術者数は、号炉ごとに選任する必要があることから、最小人数としては1名である。</p> <p>しかし、疾病・負傷、出張、休暇等の理由により、保安規定に定める発電用原子炉主任技術者の職務が遂行できない可能性を考慮し、実用炉規則第95条第2項に定める選任要件に適合する代行者を選任している。</p> <p>さらに、原子炉主任技術者の資格を有する者は常に把握していることから、万一、発電用原子炉主任技術者が不在となる事態となれば、実用炉規則第95条第2項の選任要件を満たす者の中から速やかに発電用原子炉主任技術者として選任し、選任後30日以内に原子力規制委員会に届け出る。</p> <p>d. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、2号炉において重大事故等が発生した場合を想定し、発電用原子炉主任技術者は、夜間・休日昼間において2号炉における重大事故等の発生連絡を受けた後、速やかに緊急時対策本部に駆けつけられるよう、早期に参集が可能なエリア（松江市）に2号炉の発電用原子炉主任技術者及び代行者を少なくとも1名配置する。</p>	<p>発電用原子炉主任技術者は、保安規定に定める職務を専任することを定めていることから、発電所の職位と兼務することなく、適切に職務を遂行できる。</p> <p>c. 発電用原子炉主任技術者不在時においても、発電用原子炉施設の運転に関し保安上必要な指示ができるよう、代行者を発電用原子炉主任技術者の選任要件を満たす特別管理職の中から選任し、職務遂行に万全を期している。必要な代行者数について以下に示す。</p> <p>必要となる発電用原子炉主任技術者数は、号炉ごとに選任する必要があることから、最少人数としては2名である。</p> <p>しかし、疾病・負傷、出張、休暇等の理由により、保安規定に定める発電用原子炉主任技術者の職務が遂行できない可能性を考慮し、実用炉規則第95条第2項に定める選任要件に適合する代行者を選任している。</p> <p>必要となる代行者数は、発電用原子炉主任技術者2名のうち1名の不在があらかじめ予定され不在となった発電用原子炉主任技術者の職務を代行者1名が遂行中に、あらかじめ予定されていない事故等により他の発電用原子炉主任技術者1名もその職務を遂行できない事態を考慮し、最少人数としては2名である。なお、代行者の2名は、2、3号炉の発電用原子炉主任技術者を代行することができるように選任する。</p> <p>さらに、原子炉主任技術者の資格を有する者は常に把握していることから、万一、発電用原子炉主任技術者が不在となる事態となれば、実用炉規則第95条第2項の選任要件を満たす者の中から速やかに発電用原子炉主任技術者として選任し、選任後30日以内に原子力規制委員会に届け出る。</p> <p>d. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、2号炉において重大事故等が発生した場合を想定し、2号炉の発電用原子炉主任技術者は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において2号炉における重大事故等の発生連絡を受けた後、速やかに発電所対策本部に駆けつけられるように、早期に非常招集が可能なエリア（女川町又は石巻市）に2号炉の発電用原子炉主任技術者及び代行者を少なくとも1名配置する。</p>	<p>差異理由</p> <p>・運用の相違（各主任技術者の選任条件、必要人数の相違）</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載方針の相違（最少人数の記載の有無）</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・立地地域の相違</p>

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p>e. 運転責任者は，原子力規制委員会が定める基準（運転責任者に係る基準等に関する規程（平成13年経済産業省告示第589号）第1条）に適合した者の中から選任し，発電用原子炉の運転を担当する当直の責任者である当直長の職位としている。</p> <p>以上のとおり，島根原子力発電所の運転に際して必要となる有資格者等については，その職務が適切に遂行できる者の中から選任し，配置している。</p>	<p>e. 運転責任者は，原子力規制委員会が定める基準（運転責任者に係る基準等に関する規程（平成13年経済産業省告示第589号）第1条）に適合した者の中から選任し，発電用原子炉の運転を担当する当直の責任者である発電課長の職位としている。</p> <p>以上のとおり，女川原子力発電所の運転に際して必要となる有資格者等については，その職務が適切に遂行できる者の中から選任し，配置している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載表現の相違 ・発電所名の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査 (2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p style="text-align: center;">別紙1-1 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">原子力関係組織図 (令和3年7月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;">別紙1-1 (1/1) (令和3年10月1日現在)</p> <p style="text-align: center;">原子力関係組織</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織体制の相違 ・基準日の相違

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p style="text-align: center;">組織規程（抜粋）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 350px; height: 680px; margin: 0 auto;"></div> <p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙1-2（1/4）</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">本資料のうち，枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p>	<p style="text-align: center;">企-2</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙1-2（1/4）</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">組 織 規 程</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">抜粋</p> <p style="text-align: center;">1993年10月 1日（制 定） 2021年 7月30日（第275回改正）</p> <p style="text-align: center;">グループ戦略部門 （C-東北電力）</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p data-bbox="696 212 916 247">別紙1-2（2/4）</p> <div data-bbox="143 253 916 1385" style="border: 1px solid black; height: 700px;"></div> <p data-bbox="488 1393 909 1412">本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p>	<p data-bbox="1532 212 1751 247">別紙1-2（2/4）</p> <div data-bbox="1064 268 1800 1369" style="border: 1px solid black; height: 690px;"></div> <p data-bbox="1310 1385 1812 1407">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	<p data-bbox="1906 212 2063 234">・組織体制の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<div data-bbox="698 212 922 244" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙1-2（3/4）</div> <div data-bbox="141 256 922 1390" style="border: 2px solid black; height: 710px; margin: 10px 0;"></div> <div data-bbox="495 1398 922 1417" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</div>	<div data-bbox="1529 220 1798 252" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙1-2（3/4）</div> <div data-bbox="1055 264 1809 1374" style="border: 2px solid black; height: 695px; margin: 10px 0;"></div> <div data-bbox="1308 1382 1816 1410" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</div>	<p>・組織体制の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p data-bbox="719 213 936 245">別紙1-2（4/4）</p> <div data-bbox="129 258 936 1385" style="border: 1px solid black; height: 706px;"></div> <p data-bbox="510 1398 936 1417">本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p>	<p data-bbox="1536 213 1800 245">別紙1-2（4/4）</p> <div data-bbox="1061 258 1814 1350" style="border: 1px solid black; height: 684px;"></div> <p data-bbox="1312 1375 1823 1407">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	<p data-bbox="1906 213 2063 233">・組織体制の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p data-bbox="685 212 909 248">別紙1-3（1/5）</p> <p data-bbox="309 427 770 639">島根原子力発電所 原子炉施設保安規定 （抜粋）</p> <p data-bbox="443 1139 636 1174">令和3年4月</p> <p data-bbox="360 1214 719 1257">中国電力株式会社</p>	<p data-bbox="1536 212 1812 248">別紙1-3（1/5）</p> <p data-bbox="1171 512 1693 616">女川原子力発電所 原子炉施設保安規定</p> <p data-bbox="1386 671 1482 715">抜粋</p> <p data-bbox="1346 951 1525 978">2021年7月</p> <p data-bbox="1301 1074 1570 1107">東北電力株式会社</p>	<p data-bbox="1910 212 2040 233">・文書名の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p style="text-align: center;">別紙1-3（2/5）</p> <p>（保安に関する職務）</p> <p>第5条 社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施、維持および改善を統括する。保安に関する組織（発電用原子炉主任技術者（以下、「原子炉主任技術者」という。）を含む。）から報告を受けた場合、「トラブル等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を最優先し必要な指示を行う。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）および第2条の3（安全文化の育成および維持）に関する活動として、関係法令および保安規定の遵守を確実にすることならびに健全な安全文化を育成し、および維持することをコミットメントするとともに、これらの活動が行われる体制を確実にする。</p> <p>2. 電源事業本部長は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）および第2条の3（安全文化の育成および維持）に関する活動として、保安に関する組織における関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動ならびに健全な安全文化を育成し、および維持する活動を統括する。</p> <p>3. 内部監査部門長は、独立監査業務に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）に関する活動として、内部監査部門における関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動を統括する。</p> <p>4. 調達本部長は、調達に関する業務を統括する。</p> <p>5. 電源事業本部長（原子力品質保証）は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の総括に関する業務を行う。 ①-1、②-1</p> <p>6. 電源事業本部長（原子力管理）は、電源事業本部（原子力管理）が実施する発電所の保安に関する業務（発電所における保安に関する業務のうち保安教育の総括に関する業務を含む。）を統括する。</p> <p>7. 電源事業本部長（原子力安全技術）は、電源事業本部（原子力安全技術）が実施する発電所の保安に関する業務および輸入廃棄物の管理に関する業務を統括する。 ①-1</p> <p>8. 電源事業本部長（燃料）は、電源事業本部（燃料）が実施する原子燃料の調達に関する業務を統括する。</p> <p>9. 電源事業本部長（電源土木）は、原子力発電設備に関する土木業務を統括する。 ①-1</p> <p>10. 電源事業本部長（電源建築）は、原子力発電設備に関する建築業務を統括する。</p> <p>11. 発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務（保安教育の総括に関する業務を除く。）を統括する。</p> <p>12. 原子力人材育成センター所長は、教育訓練の総括（保安教育の総括に関する業務を含む。）に関する業務を行う。</p> <p>13. 品質保証部長は、課長（品質保証）の所管する業務を統括する。</p> <p>14. 技術部長は、課長（技術）、課長（燃料技術）、課長（核物質防護）および課長（建設管理）の所管する業務を統括する。</p> <p>15. 廃止措置・環境管理部長は、課長（放射線管理）および課長（廃止措置総括）の所管する業務を統括する。</p> <p>16. 発電部長は、課長（第一発電）および課長（第二発電）の所管する業務を統括する。</p> <p>17. 保修部長は、課長（保修管理）、課長（保修技術）、課長（電気）、課長（計装）、課長（3号電気）、課長（原子炉）、課長（タービン）、課長（3号機械）、課長（土木）、課長（建築）および課長（SA工事プロジェクト）の所管する業務を統括する。</p> <p>18. 課長（品質保証）は、発電所における品質保証活動の総括および使用前事業者検査等の総括に関する業務を行う。</p> <p>19. 総務課長は、調達に関する業務、文書管理に関する業務を行う。</p>	<p style="text-align: center;">別紙1-3（2/5）</p> <p>（保安に関する職務）</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>（1）社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にする。</p> <p>（2）原子力考査室長は、内部監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、内部監査業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持に係る活動（内部監査部門に限る。）を統括する。</p> <p>（3）原子力本部長は、発電所の保安に関する組織が実施する品質保証活動（内部監査業務を除く。）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持に係る活動（内部監査部門を除く。）を統括する。</p> <p>（4）原子力品質保証室長は、発電所の保安に関する組織が実施する品質保証活動（内部監査業務を除く。）について指導・助言および総括に関する業務を行う。</p> <p>（5）資材部長は、供給者の選定に関する業務（燃料部長所管業務を除く。）を統括する。</p> <p>（6）土木建築部長は、土木建築部が実施する発電所の施設管理に関する業務を統括する。</p> <p>（7）燃料部長は、燃料体等の供給者の選定に関する業務を統括する。</p> <p>8. 原子力部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関する業務を統括する。 ①-1</p> <p>9. 原子力人材育成課長は、教育・訓練（保安教育を除く。）の総括に関する業務を行う。 ②-1</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 ①-1</p> <p>（1）所長は、発電所における保安に関する業務を統括する。 ①-2</p> <p>（2）品質保証部長は、品質保証総括課長および検査課長の所管する業務を統括する。 ②-1</p> <p>（3）総務部長は、総務課長の所管する業務を統括する。 ②-2</p> <p>（4）技術統括部長は、技術課長、計画管理課長、防災課長および核物質防護課長の所管する業務を統括する。</p> <p>（5）環境・燃料部長は、放射線管理課長、輸送・固体廃棄物管理課長、原子燃料課長および廃止措置管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>（6）保全部長は、保全計画課長、工程管理課長、電気課長、計測制御課長、原子炉課長およびタービン課長の所管する業務を統括する。</p> <p>（7）土木建築部長は、土木課長および建築課長の所管する業務を統括する。</p>	<p>・組織体制の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p style="text-align: center;">別紙1-3（3/5）</p> <p>20. 課長（技術）は、異常時・緊急時の措置のための体制整備に関する業務を行う。 ①-2</p> <p>21. 課長（燃料技術）は、原子炉の安全管理および燃料の管理に関する業務を行う。 ②-2</p> <p>22. 課長（核物質防護）は保全区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>23. 課長（放射線管理）は、放射線管理、化学管理、放射性廃棄物管理、管理区域の出入管理および環境放射能測定に関する業務を行う。</p> <p>24. 課長（建設管理）は、3号炉原子炉施設の試運転に関する業務の計画・管理に係る業務を行う。</p> <p>25. 課長（第一発電）は、2号炉原子炉施設の運転管理に関する業務および燃料の取替に関する業務を行う。</p> <p>26. 課長（第二発電）は、3号炉原子炉施設の運転管理に関する業務および燃料の取替に関する業務を行う。</p> <p>27. 当直長は、業務を所管している課長（第一発電）または課長（第二発電）（以下「課長（発電）」という。）のもとで原子炉施設の運転操作等に関する当直業務を行う。</p> <p>28. 課長（保守管理）は、原子炉施設の改造工事および保守に関する業務のうち計画・管理に係る業務ならびに初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>29. 課長（保守技術）は、原子炉施設の改造工事および保守に関する業務のうち高経年化対策に係る業務および保全計画に関する業務を行う。</p> <p>30. 課長（電気）は、2号炉原子炉施設のうち電気設備の改造工事および保守に関する業務を行う。</p> <p>31. 課長（計装）は、2号炉原子炉施設のうち計測制御設備の改造工事および保守に関する業務を行う。</p> <p>32. 課長（3号電気）は、3号炉原子炉施設のうち電気・計測制御設備の改造工事および保守に関する業務を行う。</p> <p>33. 課長（原子炉）は、2号炉原子炉施設のうち原子炉、放射性廃棄物処理設備および空調換気設備の改造工事および保守に関する業務を行う。</p> <p>34. 課長（タービン）は、2号炉原子炉施設のうちタービンおよび弁・配管設備の改造工事および保守に関する業務を行う。</p> <p>35. 課長（3号機械）は、3号炉原子炉施設のうち機械設備の改造工事および保守に関する業務を行う。</p> <p>36. 課長（土木）は、原子炉施設のうち土木関係設備の改造工事および保守に関する業務を行う。</p> <p>37. 課長（建築）は、原子炉施設のうち建築関係設備の改造工事および保守に関する業務を行う。</p> <p>38. 課長（SA工事プロジェクト）は、重大事故等対策工事に係る業務を行う。</p> <p>39. 第18項から第38項に定める職位（第27項の当直長を除く。）（以下「各課長」という。）当直長および原子力人材育成センター所長は、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。また、課長（廃止措置総括）は第2編第127条（保安に関する職務）の所管業務に基づき緊急時の措置を行う。</p> <p>40. 各課長、当直長および原子力人材育成センター所長は、第12項および第18項から第39項に定める業務の遂行にあたって、所属員を指示・指導し、品質保証活動を行う。また、所属員は各課長、当直長および原子力人材育成センター所長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>41. 電源事業本部部長（原子力管理）および所長は、発電所における保安に関する業務を統括する際には、原子炉主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>42. 各職位は、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するため、本条の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。</p>	<p style="text-align: center;">別紙1-3（3/5）</p> <p>(8) 発電部長は、発電管理課長の所管する業務を統括する。 ①-1</p> <p>(9) 品質保証総括課長は、品質保証活動の指導・助言および品質保証の総括に関する業務を行う。 ①-2</p> <p>(10) 検査課長は、原子炉施設に関する検査の総括に関する業務を行う。 ②-1</p> <p>(11) 総務課長は、供給者の選定に関する業務を行う。 ②-2</p> <p>(12) 核物質防護課長は、保全区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 技術課長は、原子炉施設の保安管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(14) 計画管理課長は、原子炉施設の運営計画の総括に関する業務および原子炉施設の定期的な評価の総括に関する業務を行う。</p> <p>(15) 防災課長は、初期消火活動のための体制の整備および緊急時の措置の総括に関する業務を行う。</p> <p>(16) 放射線管理課長は、放射線管理、化学管理、放射性廃棄物（液体・気体）の管理および環境放射線モニタリングに関する業務を行う。</p> <p>(17) 輸送・固体廃棄物管理課長は、放射性廃棄物（固体）の管理に関する業務を行う。</p> <p>(18) 原子燃料課長は、炉心性能管理および燃料の管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 保全計画課長は、原子炉施設の施設管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(20) 工程管理課長は、原子炉施設の施設管理に関する業務のうち工程管理に関する業務を行う。</p> <p>(21) 電気課長は、原子炉施設のうち電気設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(22) 計測制御課長は、原子炉施設のうち計測制御設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(23) 原子炉課長は、原子炉施設のうち機械設備（原子炉設備）の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) タービン課長は、原子炉施設のうち機械設備（原子炉設備を除く）の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(25) 土木課長は、原子炉施設のうち土木設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(26) 建築課長は、原子炉施設のうち建築設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(27) 発電管理課長は、原子炉施設の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(28) 発電課長は、原子炉施設の運転および燃料取扱い（原子燃料課長所管業務を除く。）に関する当直業務を行う。</p> <p>(29) 廃止措置管理課長は、第2編第205条（保安に関する職務）の所管業務に基づき緊急時の措置を行う。</p> <p>(30) 第1項（9）および第2項（9）から（28）に定める職位は、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。</p>	<p>・組織体制の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p style="text-align: right;">別紙1-3 (4/5)</p> <p>43. その他関連する組織は、「組織規程」に基づき業務を行う。</p> <p style="text-align: right;">②-8</p> <p>（原子力発電保安委員会） 第6条 電源事業本部に原子力発電保安委員会（以下「保安委員会」という。）を設置する。 2. 保安委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。 （1）原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更 （2）原子炉施設保安規定の変更 （3）原子炉施設の定期的な評価の結果 （4）保安教育実施計画の策定（第117条）に関する事項 （5）その他保安委員会で定めた審議事項 3. 電源事業本部部長（原子力管理）を委員長とする。 4. 保安委員会は、委員長、電源事業本部部長（原子力安全技術）、所長、原子炉主任技術者、各部長（品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長、発電部長および保修部長）、電源事業本部（原子力管理）マネージャー、原子力人材育成センター所長および電源事業本部（原子力安全技術）マネージャーに加え、委員長が指名した者で構成する。 5. 委員長は、審議結果を定期的に社長へ報告する。</p> <p style="text-align: right;">②-9</p> <p>（原子力発電保安運営委員会） 第7条 発電所に原子力発電保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は審議事項に該当しない。 （1）運転管理に関する規定類の制定および改正 ・運転員の構成人員に関する事項 ・当直の引継方法に関する事項 ・原子炉の起動および停止操作に関する事項 ・巡視点検に関する事項 ・異常時の操作に関する事項 ・警報発生時の措置に関する事項 ・原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 ・定期試験に関する事項 （2）燃料管理に関する規定類の制定および改正 ・新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項 ・新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項 ・燃料の検査および取替に関する事項 （3）放射性廃棄物管理に関する規定類の制定および改正 ・放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項 ・放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 ・放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 ・放出管理用計測器の点検・校正に関する事項 （4）放射線管理に関する規定類の制定および改正 ・管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項 ・管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項 ・保全区域に関する事項 ・周辺監視区域に関する事項</p>	<p style="text-align: right;">別紙1-3 (4/5)</p> <p>（31）第1項（9）および第2項（9）から（28）に定める職位は、第1項（9）および第2項（9）から（30）に定める業務の遂行にあたって、所属員を指示・指導し、遂行に係る品質保証活動を行う。また、所属員は課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>3. 各職位は、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するために必要な場合は、本条の職務の内容によらず、検査に関する業務を実施することができる。</p> <p style="text-align: right;">①-1 ①-2 ②-1 ②-2</p> <p>（原子炉施設保安委員会） 第6条 本店に原子炉施設保安委員会（以下、本編において「保安委員会」という。）を設置する。 2. 保安委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。 （1）原子炉設置許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更 （2）保安規定の変更 （3）その他保安委員会で定めた審議事項 3. 原子力部長を委員長とする。 4. 保安委員会は、委員長、発電用原子炉主任技術者（以下「原子炉主任技術者」という。）に加え、課長以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p> <p style="text-align: right;">②-7</p> <p>（原子炉施設保安運営委員会） 第7条 発電所に原子炉施設保安運営委員会（以下、本編において「運営委員会」という。）を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 （1）運転管理に関するマニュアルの制定および改定 ・運転員の構成人員に関する事項 ・当直の引継方法に関する事項 ・原子炉の起動および停止操作に関する事項 ・巡視点検に関する事項 ・異常時の操作に関する事項 ・警報発生時の措置に関する事項 ・原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 ・定期的実施するサーベイランスに関する事項 （2）燃料管理に関するマニュアルの制定および改定 ・新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項 ・新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項 ・燃料の検査および取替に関する事項</p> <p style="text-align: right;">②-8</p>	<p>・組織体制の相違 ・運用の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p style="text-align: right;">別紙1-3（5/5）</p> <p style="text-align: right;">②-9</p> <ul style="list-style-type: none"> ・線量の評価に関する事項 ・除染に関する事項 ・外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 ・放射線計測器類の点検・校正に関する事項 ・管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項 <p>(5) 施設管理に関する規定類の制定および改正ならびに保全・施設管理の有効性評価に関する事項</p> <p>(6) 改造の実施に関する事項</p> <p>(7) 緊急時における運転操作に関する規定類の制定および改正（第109条）</p> <p>(8) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>3. 所長を委員長とする。</p> <p>4. 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者および各部長（品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長、発電部長および保修部長）に加え、委員長が指名した者で構成する。</p> <p>（原子炉主任技術者の選任）</p> <p>第8条 電源事業本部長は、原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者から選任する。</p> <p>2. 原子炉主任技術者は、原子炉毎に選任し、同一型式（沸騰水型）の原子炉では兼任させることができる。</p> <p>3. 原子炉主任技術者は、電源事業本部参事以上とし、第9条（原子炉主任技術者の職務等）に定める職務を専任する。</p> <p>4. 代行者の職位は、課長以上とする。</p> <p>5. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は別の原子炉主任技術者を選任する。</p> <p>（電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任）</p> <p>第8条の2 所長は、電気主任技術者および代行者を、第一種電気主任技術者免状を有する者の中から、ボイラー・タービン主任技術者および代行者を、第一種ボイラー・タービン主任技術者免状を有する者の中から選任する。</p> <p>2. 電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者およびそれぞれの代行者の職位は、課長以上もしくはこれに準ずるものとする。</p> <p>3. 電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者が職務を遂行できない場合は、それぞれの代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は別の電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者を選任する。</p>	<p style="text-align: right;">別紙1-3（5/5）</p> <p style="text-align: right;">②-8</p> <p>(3) 放射性廃棄物管理に関するマニュアルの制定および改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項 ・放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 ・放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 ・放出管理用計測器の点検・校正に関する事項 <p>(4) 放射線管理に関するマニュアルの制定および改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理区域の設定、区域区分、特別措置を要する区域に関する事項 ・管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項 ・保全区域に関する事項 ・周辺監視区域に関する事項 ・線量の評価に関する事項 ・除染に関する事項 ・外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 ・放射線計測器類の点検・校正に関する事項 ・管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項 <p>(5) 施設管理に関するマニュアルの制定および改定</p> <p>(6) 原子炉施設の定期的な評価の結果（第10条）</p> <p>(7) 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期保守管理方針（第108条の2）</p> <p>(8) 改造の実施に関する事項（第219条第2項に関する事項を含む）</p> <p>(9) 緊急時における運転操作に関するマニュアルの制定および改定（第111条）</p> <p>(10) 保安教育実施計画の策定（第119条）に関する事項</p> <p>(11) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>3. 所長を委員長とする。</p> <p>4. 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第5条第2項（2）から（8）の各部長の職位にある者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>・運用の相違</p>

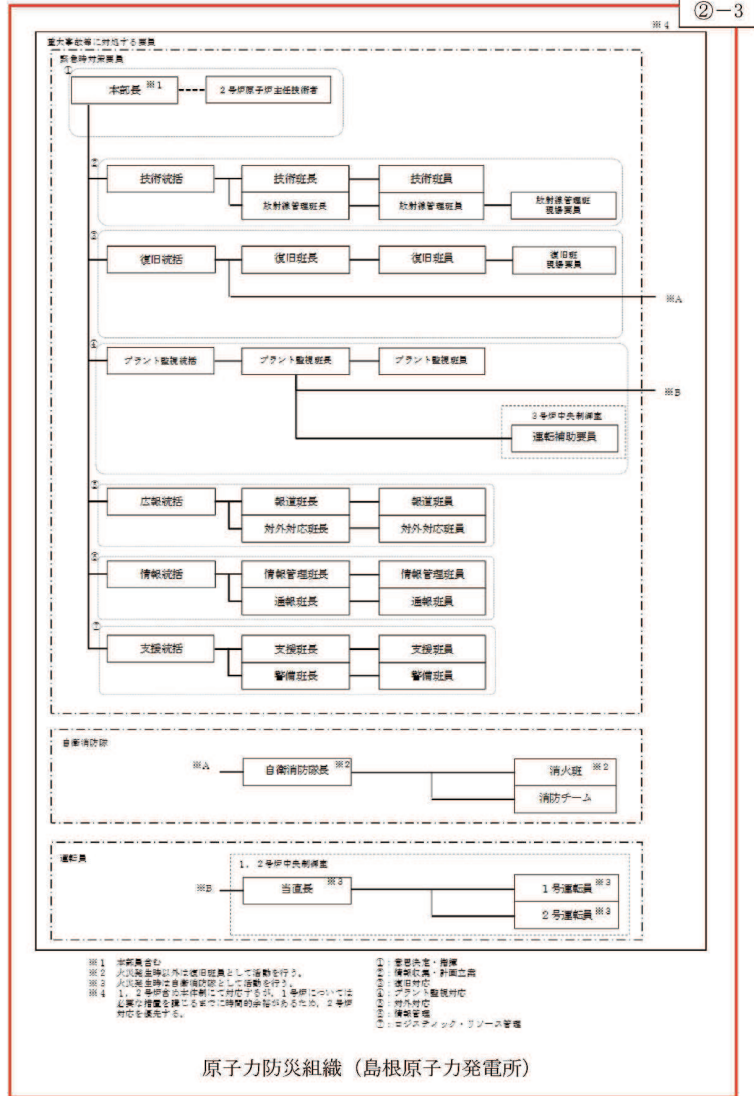
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査 (2021年9月6日版)

別紙1-4 (1/3)

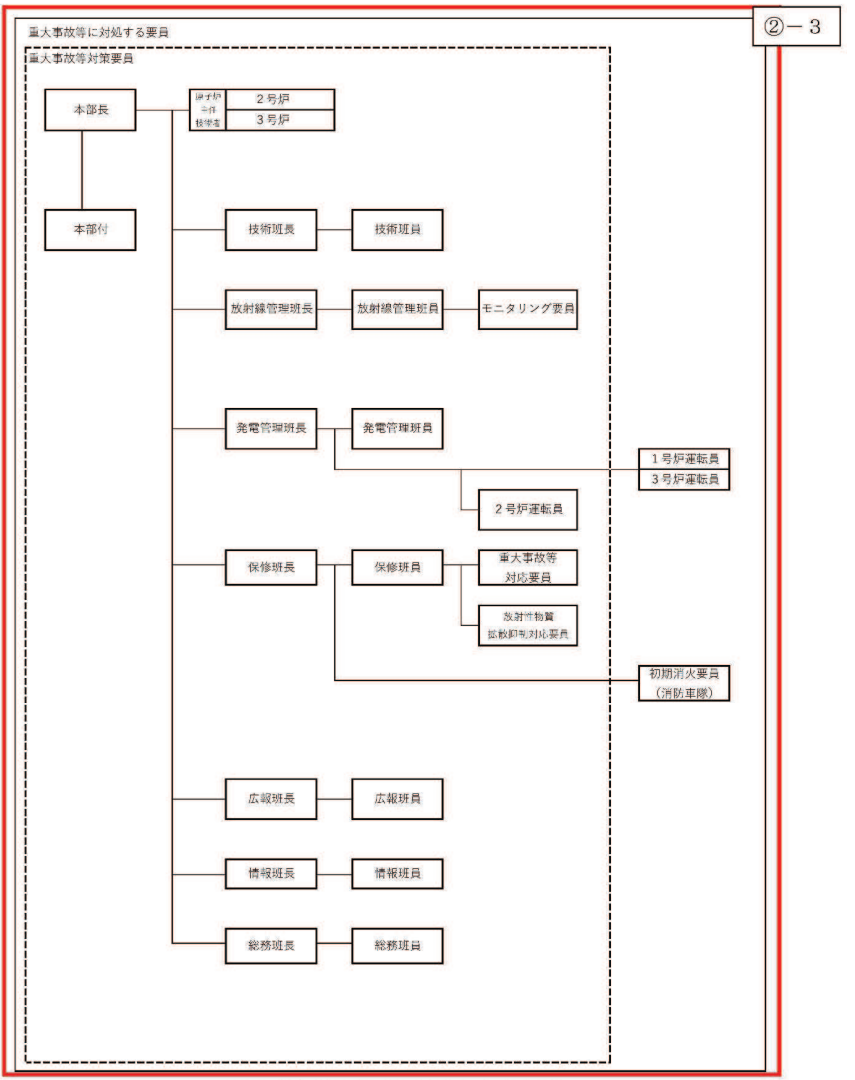
②-3



女川原子力発電所2号炉 有毒ガス

別紙1-4 (1/4)

②-3



差異理由

・組織体制の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査 (2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由																																														
<p style="text-align: center;">別紙1-4 (2/3)</p> <p style="text-align: right;">②-3</p> <p style="text-align: center;">原子力防災組織（島根原子力発電所） 各職位のミッション</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>職位</th> <th>ミッション</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 防災体制の発令、変更の決定 緊急時対策本部の指揮・統括 重要な事項の意思決定 </td> </tr> <tr> <td>原子炉主任技術者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言 </td> </tr> <tr> <td>技術統括</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉の運転に関するデータの収集、分析及び評価の統括 原子炉の運転に関する具体的復旧方法、工程等作成の統括 発電所内外の放射線、放射性物質濃度の状況把握に係る測定 </td> </tr> <tr> <td>技術班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉の運転に関するデータの収集、分析及び評価 原子炉の事故の影響緩和及び拡大防止に必要な運転に関する技術的措置 原子炉の運転に関する具体的復旧方法、工程等作成 </td> </tr> <tr> <td>放射線管理班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 発電所内外の放射線及び放射性物質濃度の状況把握に係る測定 放射性物質の影響範囲の推定 緊急時対策活動に係る立入禁止措置、退去措置、除染等の放射線管理 重大事故等に対処する要員・避難者の線量評価及び汚染拡大防止措置・除染 </td> </tr> <tr> <td>プラント監視統括</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 事故状況の把握の統括 事故の影響緩和及び拡大防止に必要な運転上の操作への助言 </td> </tr> <tr> <td>プラント監視班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 当直（運転員）からの重要パラメータの入手 事故対応手段の選定に関する当直（運転員）への情報提供 </td> </tr> <tr> <td>当直（運転員）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 事故の影響緩和及び拡大防止に係るプラントの運転操作 </td> </tr> <tr> <td>運転補助要員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 大規模損壊発生時の運転補助 </td> </tr> <tr> <td>復旧統括</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備を用いた対応、不具合設備の復旧及び消火活動の統括 </td> </tr> <tr> <td>復旧班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 事故の影響緩和及び拡大防止に係る可搬型重大事故等対処設備の準備と操作 不具合設備の応急措置のための復旧作業方法の作成及び復旧作業の実施 </td> </tr> <tr> <td>自衛消防隊</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 消火活動 </td> </tr> <tr> <td>広報統括</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 報道機関対応支援、対外対応活動の統括 </td> </tr> <tr> <td>報道班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策本部が行う報道機関対応の支援 </td> </tr> <tr> <td>対外対応班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 自治体からの問合せ対応、自治体派遣者の支援 </td> </tr> <tr> <td>情報統括</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関への通報連絡等、情報管理の統括 </td> </tr> <tr> <td>情報管理班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 情報の収集、共有等 </td> </tr> <tr> <td>通報班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関への通報連絡等 </td> </tr> <tr> <td>支援統括</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策本部の運営支援、警備対応の統括 </td> </tr> <tr> <td>支援班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策本部の運営支援 重大事故等に対処する要員の人員把握 避難誘導 資機材及び輸送手段の確保 救出・医療活動 </td> </tr> <tr> <td>警備班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 出入り管理及び警備当局対応 緊急車両の誘導 </td> </tr> </tbody> </table>	職位	ミッション	本部長	<ul style="list-style-type: none"> 防災体制の発令、変更の決定 緊急時対策本部の指揮・統括 重要な事項の意思決定 	原子炉主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言 	技術統括	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉の運転に関するデータの収集、分析及び評価の統括 原子炉の運転に関する具体的復旧方法、工程等作成の統括 発電所内外の放射線、放射性物質濃度の状況把握に係る測定 	技術班	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉の運転に関するデータの収集、分析及び評価 原子炉の事故の影響緩和及び拡大防止に必要な運転に関する技術的措置 原子炉の運転に関する具体的復旧方法、工程等作成 	放射線管理班	<ul style="list-style-type: none"> 発電所内外の放射線及び放射性物質濃度の状況把握に係る測定 放射性物質の影響範囲の推定 緊急時対策活動に係る立入禁止措置、退去措置、除染等の放射線管理 重大事故等に対処する要員・避難者の線量評価及び汚染拡大防止措置・除染 	プラント監視統括	<ul style="list-style-type: none"> 事故状況の把握の統括 事故の影響緩和及び拡大防止に必要な運転上の操作への助言 	プラント監視班	<ul style="list-style-type: none"> 当直（運転員）からの重要パラメータの入手 事故対応手段の選定に関する当直（運転員）への情報提供 	当直（運転員）	<ul style="list-style-type: none"> 事故の影響緩和及び拡大防止に係るプラントの運転操作 	運転補助要員	<ul style="list-style-type: none"> 大規模損壊発生時の運転補助 	復旧統括	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備を用いた対応、不具合設備の復旧及び消火活動の統括 	復旧班	<ul style="list-style-type: none"> 事故の影響緩和及び拡大防止に係る可搬型重大事故等対処設備の準備と操作 不具合設備の応急措置のための復旧作業方法の作成及び復旧作業の実施 	自衛消防隊	<ul style="list-style-type: none"> 消火活動 	広報統括	<ul style="list-style-type: none"> 報道機関対応支援、対外対応活動の統括 	報道班	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策本部が行う報道機関対応の支援 	対外対応班	<ul style="list-style-type: none"> 自治体からの問合せ対応、自治体派遣者の支援 	情報統括	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関への通報連絡等、情報管理の統括 	情報管理班	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集、共有等 	通報班	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関への通報連絡等 	支援統括	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策本部の運営支援、警備対応の統括 	支援班	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策本部の運営支援 重大事故等に対処する要員の人員把握 避難誘導 資機材及び輸送手段の確保 救出・医療活動 	警備班	<ul style="list-style-type: none"> 出入り管理及び警備当局対応 緊急車両の誘導 	<p style="text-align: center;">別紙1-4 (2/4)</p> <p style="text-align: right;">②-3</p> <p style="text-align: center;">原子力防災組織（女川原子力発電所）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;"> 発電所対策本部 本部長：原子力防災管理者（発電所長） 副本部長 本部分 </td> <td> 情報班 1. 発電所対策本部の事務 2. 指令・連絡等の集約および立案 3. 災害連絡用電話回線の構成 4. 放射性物質による被害状況の把握および設備の被害と復旧状況の把握 5. 官公庁および関係各機関との通報・連絡 6. 気象情報、被害状況、指令等の社内伝達 7. 原子力災害合同対策協議会における情報の交換 8. 内閣総理大臣、原子力規制委員会、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整 9. 原子力災害合同対策協議会における緊急事態応急対策についての相互協力 総務班 1. 対策本部要員への連絡、動員及び対策本部の設置 2. 発電所構内、構外の警備 3. 物的防護施設の運用 4. 車両の総合運用 5. 避難場所の指定・要請 6. 従業員の状態状況の調査 7. 被災者の収容及び救護、原子力災害医療対策の実施 8. 動員者（応援者含）の給食の調達及び宿舍の手配 9. 作業用被服等の調達 10. 事務所等の環境衛生対策 11. 被災品の調査及び修理 12. 土地・建物（住宅含）の被害調査及び復旧計画 13. 復旧活動従事者の安全対策 14. 工事請負付託 15. 復旧等に関連する渉外活動 16. 道路交通情報の収集 17. 労働組合関係 18. 他の原子力事業者からの応援者との連絡・統括 19. その他他班に属さない事項 広報班 1. 報道対応 2. 地域対応業務（関係市町対応含） 3. 事故事象に関する広報 技術班 1. 環境・燃料部（原子燃料グループ）関係設備の被害状況の把握 2. 事故拡大防止対策の検討 3. 事故事象に関する情報の収集 4. その他他技術関係で他班に属さない事項 放射線管理班 1. 環境・燃料部（原子燃料グループ以外）関係設備の被害状況の把握 2. 事故の影響範囲の評価 3. 気象情報の収集・公表被ばく予想計画 4. 被ばく管理・除染管理 5. 除染作業の指示 6. 保護具、防護具類の補給、維持 保守班 1. 保全部、土木建築部関係設備の被害状況の把握 2. 応急復旧対策及び復旧計画 3. 放射線管理班からの指示による除染作業 4. 通信連絡設備の確保 5. 電気通信事業者回線その他社外非常通信設備の利用対策 6. 復旧要員統括及び動員 7. 火災を伴う場合の消火活動 8. 応急の復旧 発電管理班 1. 事故状況の把握 2. 施設設備の整備及び点検 3. 発電部関係設備の被害状況の把握 4. 事故拡大防止に必要な運転上の措置 </td> </tr> </tbody> </table>	発電所対策本部 本部長：原子力防災管理者（発電所長） 副本部長 本部分	情報班 1. 発電所対策本部の事務 2. 指令・連絡等の集約および立案 3. 災害連絡用電話回線の構成 4. 放射性物質による被害状況の把握および設備の被害と復旧状況の把握 5. 官公庁および関係各機関との通報・連絡 6. 気象情報、被害状況、指令等の社内伝達 7. 原子力災害合同対策協議会における情報の交換 8. 内閣総理大臣、原子力規制委員会、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整 9. 原子力災害合同対策協議会における緊急事態応急対策についての相互協力 総務班 1. 対策本部要員への連絡、動員及び対策本部の設置 2. 発電所構内、構外の警備 3. 物的防護施設の運用 4. 車両の総合運用 5. 避難場所の指定・要請 6. 従業員の状態状況の調査 7. 被災者の収容及び救護、原子力災害医療対策の実施 8. 動員者（応援者含）の給食の調達及び宿舍の手配 9. 作業用被服等の調達 10. 事務所等の環境衛生対策 11. 被災品の調査及び修理 12. 土地・建物（住宅含）の被害調査及び復旧計画 13. 復旧活動従事者の安全対策 14. 工事請負付託 15. 復旧等に関連する渉外活動 16. 道路交通情報の収集 17. 労働組合関係 18. 他の原子力事業者からの応援者との連絡・統括 19. その他他班に属さない事項 広報班 1. 報道対応 2. 地域対応業務（関係市町対応含） 3. 事故事象に関する広報 技術班 1. 環境・燃料部（原子燃料グループ）関係設備の被害状況の把握 2. 事故拡大防止対策の検討 3. 事故事象に関する情報の収集 4. その他他技術関係で他班に属さない事項 放射線管理班 1. 環境・燃料部（原子燃料グループ以外）関係設備の被害状況の把握 2. 事故の影響範囲の評価 3. 気象情報の収集・公表被ばく予想計画 4. 被ばく管理・除染管理 5. 除染作業の指示 6. 保護具、防護具類の補給、維持 保守班 1. 保全部、土木建築部関係設備の被害状況の把握 2. 応急復旧対策及び復旧計画 3. 放射線管理班からの指示による除染作業 4. 通信連絡設備の確保 5. 電気通信事業者回線その他社外非常通信設備の利用対策 6. 復旧要員統括及び動員 7. 火災を伴う場合の消火活動 8. 応急の復旧 発電管理班 1. 事故状況の把握 2. 施設設備の整備及び点検 3. 発電部関係設備の被害状況の把握 4. 事故拡大防止に必要な運転上の措置	<p>・組織体制の相違</p>
職位	ミッション																																															
本部長	<ul style="list-style-type: none"> 防災体制の発令、変更の決定 緊急時対策本部の指揮・統括 重要な事項の意思決定 																																															
原子炉主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言 																																															
技術統括	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉の運転に関するデータの収集、分析及び評価の統括 原子炉の運転に関する具体的復旧方法、工程等作成の統括 発電所内外の放射線、放射性物質濃度の状況把握に係る測定 																																															
技術班	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉の運転に関するデータの収集、分析及び評価 原子炉の事故の影響緩和及び拡大防止に必要な運転に関する技術的措置 原子炉の運転に関する具体的復旧方法、工程等作成 																																															
放射線管理班	<ul style="list-style-type: none"> 発電所内外の放射線及び放射性物質濃度の状況把握に係る測定 放射性物質の影響範囲の推定 緊急時対策活動に係る立入禁止措置、退去措置、除染等の放射線管理 重大事故等に対処する要員・避難者の線量評価及び汚染拡大防止措置・除染 																																															
プラント監視統括	<ul style="list-style-type: none"> 事故状況の把握の統括 事故の影響緩和及び拡大防止に必要な運転上の操作への助言 																																															
プラント監視班	<ul style="list-style-type: none"> 当直（運転員）からの重要パラメータの入手 事故対応手段の選定に関する当直（運転員）への情報提供 																																															
当直（運転員）	<ul style="list-style-type: none"> 事故の影響緩和及び拡大防止に係るプラントの運転操作 																																															
運転補助要員	<ul style="list-style-type: none"> 大規模損壊発生時の運転補助 																																															
復旧統括	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備を用いた対応、不具合設備の復旧及び消火活動の統括 																																															
復旧班	<ul style="list-style-type: none"> 事故の影響緩和及び拡大防止に係る可搬型重大事故等対処設備の準備と操作 不具合設備の応急措置のための復旧作業方法の作成及び復旧作業の実施 																																															
自衛消防隊	<ul style="list-style-type: none"> 消火活動 																																															
広報統括	<ul style="list-style-type: none"> 報道機関対応支援、対外対応活動の統括 																																															
報道班	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策本部が行う報道機関対応の支援 																																															
対外対応班	<ul style="list-style-type: none"> 自治体からの問合せ対応、自治体派遣者の支援 																																															
情報統括	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関への通報連絡等、情報管理の統括 																																															
情報管理班	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集、共有等 																																															
通報班	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関への通報連絡等 																																															
支援統括	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策本部の運営支援、警備対応の統括 																																															
支援班	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策本部の運営支援 重大事故等に対処する要員の人員把握 避難誘導 資機材及び輸送手段の確保 救出・医療活動 																																															
警備班	<ul style="list-style-type: none"> 出入り管理及び警備当局対応 緊急車両の誘導 																																															
発電所対策本部 本部長：原子力防災管理者（発電所長） 副本部長 本部分	情報班 1. 発電所対策本部の事務 2. 指令・連絡等の集約および立案 3. 災害連絡用電話回線の構成 4. 放射性物質による被害状況の把握および設備の被害と復旧状況の把握 5. 官公庁および関係各機関との通報・連絡 6. 気象情報、被害状況、指令等の社内伝達 7. 原子力災害合同対策協議会における情報の交換 8. 内閣総理大臣、原子力規制委員会、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整 9. 原子力災害合同対策協議会における緊急事態応急対策についての相互協力 総務班 1. 対策本部要員への連絡、動員及び対策本部の設置 2. 発電所構内、構外の警備 3. 物的防護施設の運用 4. 車両の総合運用 5. 避難場所の指定・要請 6. 従業員の状態状況の調査 7. 被災者の収容及び救護、原子力災害医療対策の実施 8. 動員者（応援者含）の給食の調達及び宿舍の手配 9. 作業用被服等の調達 10. 事務所等の環境衛生対策 11. 被災品の調査及び修理 12. 土地・建物（住宅含）の被害調査及び復旧計画 13. 復旧活動従事者の安全対策 14. 工事請負付託 15. 復旧等に関連する渉外活動 16. 道路交通情報の収集 17. 労働組合関係 18. 他の原子力事業者からの応援者との連絡・統括 19. その他他班に属さない事項 広報班 1. 報道対応 2. 地域対応業務（関係市町対応含） 3. 事故事象に関する広報 技術班 1. 環境・燃料部（原子燃料グループ）関係設備の被害状況の把握 2. 事故拡大防止対策の検討 3. 事故事象に関する情報の収集 4. その他他技術関係で他班に属さない事項 放射線管理班 1. 環境・燃料部（原子燃料グループ以外）関係設備の被害状況の把握 2. 事故の影響範囲の評価 3. 気象情報の収集・公表被ばく予想計画 4. 被ばく管理・除染管理 5. 除染作業の指示 6. 保護具、防護具類の補給、維持 保守班 1. 保全部、土木建築部関係設備の被害状況の把握 2. 応急復旧対策及び復旧計画 3. 放射線管理班からの指示による除染作業 4. 通信連絡設備の確保 5. 電気通信事業者回線その他社外非常通信設備の利用対策 6. 復旧要員統括及び動員 7. 火災を伴う場合の消火活動 8. 応急の復旧 発電管理班 1. 事故状況の把握 2. 施設設備の整備及び点検 3. 発電部関係設備の被害状況の把握 4. 事故拡大防止に必要な運転上の措置																																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）

女川原子力発電所2号炉 有毒ガス

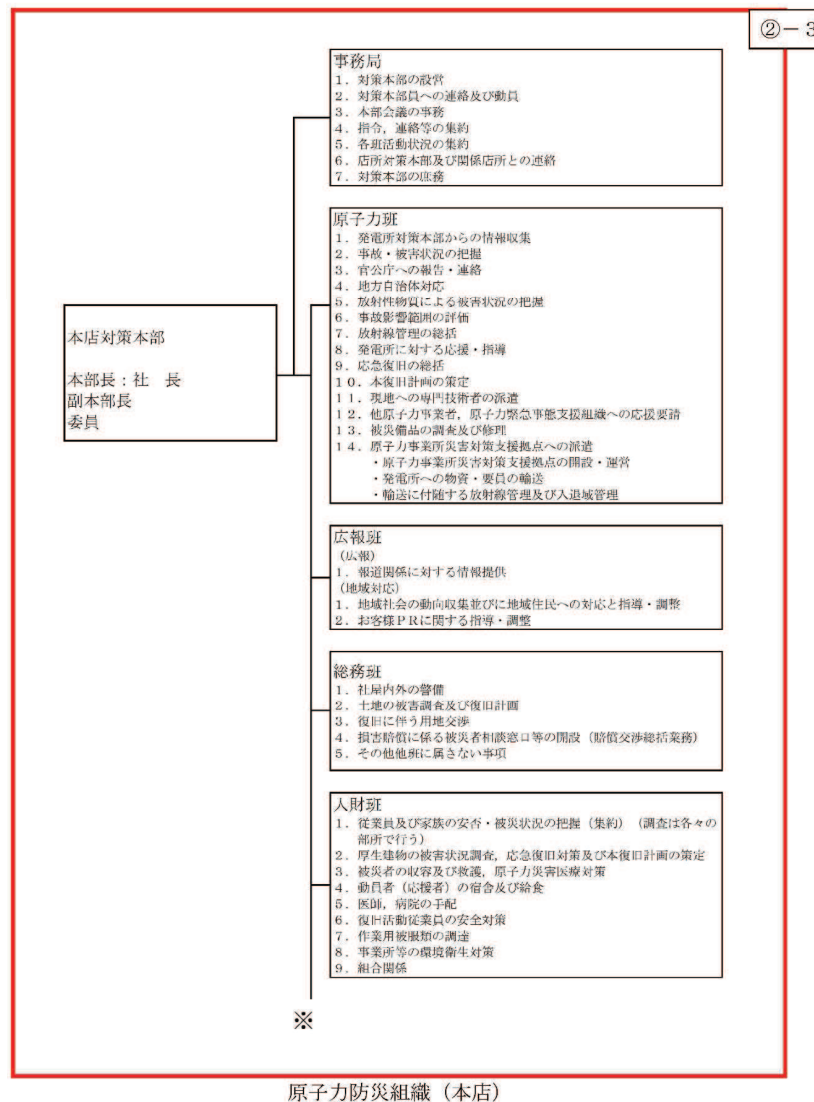
差異理由

別紙1-4 (3/3)

別紙1-4 (3/4)

②-3

②-3



・組織体制の相違

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
	<p style="text-align: right;">別紙1-4（4/4）</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: right;">②-3</p> <p>※</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>経理班</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 資金の調達及び送金 2. 災害時処理会計の指示 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>資材班</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 貯蔵品及び工事材料の在庫の確認並びに被害調査 2. 復旧用資機材の調達，輸送 3. 輸送用機動力の調達，確保 4. 一般交通関係情報の収集 5. 工事請負付託 6. 他電力の応援（人員，資材）（原子力班が行う他の原子力事業者への応援要請を除く） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>電力システム班 （給電関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 気象情報等の収集 2. 供給対策 （工務関係） <ol style="list-style-type: none"> 1. ヘリコプターの確保，運用 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>土木建築班</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 土木設備及び建物（厚生建物を除く）の被害状況の調査 2. 応急復旧対策及び本復旧計画の策定 3. 復旧要員計画及び動員の指示 4. 所要資材の調達及び手配 5. 応援指導 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>情報通信班</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保安通信回線の確保 2. 電気通信事業者回線及び社外非常用通信設備の利用対策 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>住民避難支援班</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住民避難の支援 2. 避難退避時検査の支援 </div> <p style="text-align: center;">原子力防災組織（本店）</p> </div>	<p>・組織体制の相違</p>